いわき市下水汚泥等利活用事業　実施方針に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
1			用語定義				【募集要項等】 事業契約書等	「事業契約書等」は、「基本契約書」「設計・建設請負契約書」「維持管理・運営契約書」の３契約と考えれば宜しいでしょうか？ もしくは、市とSPCの一括契約で、SPCが設計・建設業務と維持管理運営業務の下請け契約を締結するスキームでしょうか？	今後公表する募集要項等をご確認ください。
2			用語定義				事業者の定義について	事業者の定義における「民間事業者」には、構成企業、協力企業が含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3			契約主体				設計・建設業務に係る契約について	設計・建設業務に係る契約は、当該事業者と市が個別に契約を締結することになると想定しておりますが、当該契約書（案）は募集要項等の開示と同時に開示されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4			契約主体				付帯事業に係る契約について	付帯事業に係る契約は、当該事業者と市が個別に契約を締結することになると想定しておりますが、当該契約書（案）は募集要項等の開示と同時に開示されるのでしょうか。開示されない場合、事業実施までにおける当該契約書の作成主体と作成手続きについて教えていただくことは可能でしょうか。	募集要項等公表時に開示します。
5	1	1章	4	(1)			事業目的	石炭代替燃料等には他の化石燃料（重油、ガス）も含まれると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	1	1章	4	(1)			事業目的	石炭代替燃料としての有効利用の確実性と安定性は、どのような評価軸となるでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
7	1	1章	4				事業目的	「全量焼却し建設資材として有効利用」と記載されていますが、「平成30年版いわき市の下水道」によれば、「一部を脱水汚泥のままリサイクル事業者へ搬入」と記載されています。現在は全量焼却しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、焼却設備の修繕期間は除きます。
8	1	1章	4				事業目的	実施方針の中で、PFI方式が採用されているのは、どの部分があたるでしょうか。	PFI法に則った事業となります。
9	1	1章	4				事業目的	新規施設の運用開始時において、既設の焼却炉は停止あるいは解体撤去されている状況でしょうか。運用可能な状態で維持（放置）されている状態でしょうか。	停止状態の予定です。
10	2	1章	5				事業概要	事業期間中の維持管理・運営として「嫌気性消化工程以降」との記載となっていますが、この場合ですと要求水準書（案）（中部浄化センター編）の9頁図3の「事業範囲」に含まれる脱水ケーキ受入ホッパ、混合等・前処理設備、機械濃縮機などは対象外となってしまいます。維持管理・運営の対象は、要求水準書（案）（中部浄化センター編）の9頁図3の「事業範囲」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	2	1章	5				事業概要	「特別目的会社（以下「SPC」という）を市内に設立し、」とありますが、登記場所を事業場所とすることも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	2	1章	5				維持管理・運営業務の実施主体	第3文において「なお、事業者は、本事業の維持管理・運営業務を目的とする特別目的会社（以下「SPC」という）を市内に設立し、その業務を行うものとする。」とありますが、SPCから応募者における維持管理・運営業務を行う者に対して、当該業務の全部委託を行うことは当然に許容されるとの理解でよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
13	2	1章	5	(1)			事業者の定義について業務範囲における業務実施主体	ア～ウの業務が定義されておりますが、各業務の実施主体についてはそれぞれ以下という理解でよろしいでしょうか。 ア：設計・建設JV イ：SPC ウ：構成企業又は協力企業 また、SPCは上記のうち、「イ　汚泥処理施設等の維持管理・運営に関する業務」のみの実施主体となるとの理解でよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
14	2	1章	5	(1)	ア		事業概要	「（市が取得又は提出すべきものを除く）」とありますが、現在想定しているものをご教示願います。	下水道事業計画、一般廃棄物処理施設設置届等を指します。
15	2	1章	5	(1)	ア		事業者の業務範囲	必要な許認可等について「市が取得すべきもの」とは、具体的にどのようなものでしょうか。	№14の回答を参照してください。
16	2	1章	5	(1)	ア		汚泥処理施設等及び受入施設の設計及び建設に関する業務	受入施設建設に際し、建築士法に基づく工事監理が必要となりますが、事業者の業務範囲には含まないものと理解してよろしいでしょうか。	事業者の業務範囲に含みます。

いわき市下水汚泥等利活用事業　実施方針に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
17	2	1章	5	(1)	イ		汚泥処理施設等の維持管理・運営に関する業務	「下水汚泥」とは、中部浄化センターの濃縮汚泥という理解でよろしいでしょうか	要求水準書（案）（中部浄化センター編）　P.14を参照してください。 中部浄化センター：濃縮下水汚泥 北部浄化センター：脱水汚泥（下水）、脱水汚泥（し尿・浄化槽汚泥） 南部浄化センター：脱水汚泥（し尿等・下水混合）
18	3	1章	5	(1)	イ		周辺住民への対応	「周辺住民への対応」とありますが、具体的な内容を御教示願います。	要求水準書をご確認下さい。
19	3	1章	5	(1)	イ		見学者への対応	「見学者への対応 」とありますが、具体的な内容を御教示願います。	要求水準書をご確認下さい。
20	3	1章	5	(1)	イ		事業用地内の建物内外の清掃・整理整頓	「事業用地内の建物内外の清掃・整理整頓 」とありますが、内容・頻度は事業者の任意と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	3	1章	5	(1)	イ		進入路及び道路排水施設の維持管理	「進入路及び道路排水施設の維持管理　」とありますが、内容・頻度は事業者の任意と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	3	1章	5	(1)	イ		汚泥処理施設等の維持管理・運営に関する業務	「新規施設の修繕及び更新」は、維持管理業務の範囲とならないし尿・浄化槽汚泥受入施設も含まれるでしょうか	し尿・浄化槽汚泥受入施設は含まれません。
23	3	1章	5	(1)	イ		汚泥処理施設等の維持管理・運営に関する業務	「既存施設の一定額以下の修繕」の既存施設の範囲は、維持管理業務範囲で使用した既存施設の機器という認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
24	3	1章	5	(1)	イ		汚泥処理施設等の維持管理・運営に関する業務	「周辺住民への対応」及び「見学者への対応」について、「市の業務範囲」には同業務に関する記載がなく、また事業者の業務範囲において、具体的にどの程度の内容か記載がございません。別紙1リスク分担案において「施設設置そのものに関する住民対策」はいわき市のリスクと記載されているように、事業者の対応は一次対応（受付窓口）に限定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	3	1章	5	(1)	ウ		バイオガス発電事業（バイオガスの買取り及びバイオガス発電）	「バイオガスの買取り」とありますが、買い取り量は事業者の任意と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	3	1章	5	(1)	ウ		バイオガス発電事業（バイオガスの買取り及びバイオガス発電）	「未利用地利活用事業」の内容の制限はありますでしょうか。	下水道事業の公共施設敷地内で行う事業という観点でご判断をお願いいたします。
27	3	1章	5	(1)	ウ		付帯事業	付帯事業のうち、提案バイオマス処理事業及び未利用地利活用事業は応募者の任意で提案するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	3	1章	5	(3)			下水汚泥処理施設等の計画処理量 日最大処理量	日最大処理量は、日平均処理量の約1.2倍としていますが、下水汚泥およびし尿浄化槽汚泥の両方ともにこの倍率で最大受入れる計画で検討を進めることでよろしいでしょうか？	下水汚泥はご理解のとおりです。 し尿・浄化槽汚泥は要求水準書をご確認下さい。
29	3	1章	5	(3)			下水汚泥等の計画処理量	提示されている汚泥処理量の湿重量と固形物量の値から単純に計算すると、固形物濃度は想定されている2.2%とはならず、2.36%となります。湿重量、固形物量、濃度のうちいずれかが誤記ではないでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
30	3	1章	5	(3)			濃度，年間処理量	濃度及び年間処理量の単位をご確認ください。（2.2%→約2.4%、Ds-t/日→Ds-t/年）	今後公表する募集要項等をご確認ください。
31	4	1章	５	(3)			下水汚泥処理施設等の計画書理量	修繕等により受け入れができない場合は事業者負担で市が外部搬出とありますが、受け入れできない理由が市側にある場合は市負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	4	1章	5	(3)			下水汚泥処理施設等の計画処理量	「修繕等により･･･事業者の負担で市が外部搬出を行う」とありますが、この時負担となる処分単価は別途募集要項等で示されると理解してよろしいでしょうか。	処分単価、処分先、処分方法は事業者提案となります。
33	4	1章	5	(3)			脱水汚泥、し尿・浄化槽汚泥の外部搬出	「事業者の負担で市が外部搬出を行う。」とありますが、その単価と、搬出車を御教示願います。	№32の回答を参照してください。

いわき市下水汚泥等利活用事業　実施方針に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
34	4	1章	5	(4)			市の業務範囲	「公共下水道汚泥の送泥、運搬・投入」は、それぞれ何を指すものでしょうか	送泥・・・中部浄化センターの濃縮汚泥及びし尿等汚泥の送泥を指します。 運搬・投入・・・北部、南部浄化センターの脱水汚泥（脱水浄化槽汚泥含む）の運搬・投入を指します。
35	4	1章	5	(4)			公共下水道汚泥の送泥、運搬・投入	「公共下水道汚泥の送泥、運搬・投入」の受入条件（時間当り受入量、受入時間、受入日数・曜日、搬入車型式など）を御教示願います。	閲覧資料をご確認下さい。
36	4	1章	5	(4)			下水脱水汚泥、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬・搬入	「下水脱水汚泥、し尿・浄化槽汚泥の収集運搬・搬入 」の受入条件（時間当り受入量、受入時間、受入日数・曜日、搬入車型式など）を御教示願います。	閲覧資料をご確認下さい。
37	4	1章	7				事業期間・スケジュール（予定）	本事業では複数の契約が発生すると考えられますが、「契約の締結」で締結される契約は、これらすべての契約を示すものでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
38	4	1章	7				中部浄化センター　の工期	施設の構成において、FIT事業の記載がありますが、FIT事業において、電力会社への接続申込みに期間を要するため、御指定の工期及び維持管理・運営期間の遵守ができない場合があります。 　この場合、FIT事業の工期は別途協議とさせていただいてよろしいでしょうか。	別途協議となります。
39	4	1章	7				南部浄化センター　の工期	設計・建設期間 において、「南部浄化センター　　締結日の翌日～令和 5 年 3 月 31 日」とありますが、施設建設完了後の令和5 年 4　月 1　日～令和 6 年3 月31　日までの汚泥の処理の方法を御教示願います。	あらたに受け入れたし尿・浄化槽汚泥を含む脱水汚泥を中部浄化センターの既設焼却施設において処理する予定です。
40	5	1章	8				事業費	維持管理運営費用の支払いについて明記がございませんが、毎月均等支払いと考えてよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
41	5	1章	8				中間処理生成物の処理費（運搬処分費）	「中間処理生成物の処理費（運搬処分費）」は、貴市と事業者、維持管理業者、運搬処分業者における産業廃棄物処理の四者契約が必要になりますが、必要書類への御捺印をいただけるものと理解してよろしいでしょうか。	中間処理生成物の処分は市が行いますが、費用は事業者負担となります。
42	5	1章	8				資金調達	6　事業方式において「本事業は、PFI方式で実施する」と記載されておりますが、８ 事業費に記載のとおり、市が資金調達を行い、事業者は資金調達を行わないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	5	1章	8				事業費	「当該年度の出来高額」という記載がありますが、年度末に進行基準での出来高を査定し各年度で一括で精算するということでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
44	5	1章	8				事業費	維持管理に係る対価の支払いは、当該年度での一括清算ではなく、各月や四半期など、年度内での分割支払いと理解してよろしいでしょうか。また、維持管理費について、計画されている支払い基準があればご教示いただけるでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
45	5	1章	8				事業費	「汚泥処理施設等及び受入施設の設計・建設に係る費用は、市が資金調達を行い当該年度の出来高額に応じて支払う」とあります。この点について、各年度における市からの支払可能額に上限はないという理解でよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
46	5	1章	8				事業費	「汚泥処理施設等及び受入施設の設計・建設に係る費用は、市が資金調達を行い当該年度の出来高額に応じて支払う」とあります。この点について、予定出来高は応募者が事業提案書で提案することが想定されますが、予定出来高と実際の出来高に差異が生じた場合、提案した予定出来高に関わらず、実際の出来高に応じて支払いを受けられるという理解でよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
47	5	1章	9				事業期間終了時の措置	第2文において、「なお、汚泥処理 施設等の事業期間終了時の措置については、事業期間終了の5年前を目処に市及び事業者は 協議を開始する。」とあります。事業期間終了の5年前に協議し、事業期間終了時の20年後に実施する措置の費用は本事業に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
48	5	1章	9				事業期間終了時の措置	第3文における「原状回復」とは、地上部分の原状回復であり地下埋設部は含まないと理解してよろしいでしょうか。	地下埋設部も含みます。
49	5	1章	9				事業期間終了時の措置	第3文における「原状回復」とは、（地上部分の）撤去と理解してよろしいでしょうか。	地下埋設部も含みます。

いわき市下水汚泥等利活用事業　実施方針に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
50	5	1章	9				事業期間終了時の処置	「要求水準に示す性能を満足する状態に保持しなければならない。」とありますが、外観等の経年劣化は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	5	1章	9				汚泥処理施設等の事業期間終了時の措置	「汚泥処理施設等の事業期間終了時の措置」について、延長契約がなされない場合は施設の撤去となるのでしょうか。 また、FIT施設は別途協議と考えてよろしいでしょうか。	汚泥処理施設等の事業期間終了時の措置については現時点で未定です。FIT施設についてはご理解のとおりです。
52	6	1章	12	(1)			特定事業の選定	特定事業の選定は、いつ頃公表されるのでしょうか。	令和2年3月の予定です。
53	6	1章	12	(1)			選定基準	「従来の公共事業にて実施した場合に比べ、市の財政支出額が同等以下で、」とありますが、「従来の財政支出額」はいくらでしょうか？	市が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込み額の現在価値となります。
54	6	1章	12	(1)			選定方法	「市の財政支出額が同等」とありますが、想定されている財政支出額を開示いただくことは可能でしょうか。	想定している財政支出額は市が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込み額の現在価値となります。
55	6	1章	12	(1)			選定方法	「市の財政支出額が同等」とありますが、想定されている財政支出額において、放射性物質を含む焼却灰の処分の前提条件の考え方についてご教示いただくことは可能でしょうか。	№54の回答を参照してください。
56	6	1章	12	(2)			財政支出額の総額を算出	「現在価値に換算することにより評価を行う。 」とありますが、その書式を御教示願います。	「VFMに関するガイドライン」（内閣府）に記載の式に従います。
57	6	1章	12	(2)			選定方法	「将来の費用と見込まれる財政支出額の総額」について、市で把握されている総額を開示いただくことは可能でしょうか。	№54の回答を参照してください。
58	8	2章	2				事業者決定までのスケジュール（予定）	公募への参加表明は「応募資格確認申請書類等」の提出でもって行う、という認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
59	8	2章	2				スケジュール 令和2年10月 基本協定の成立	基本協定の締結当事者は、誰になりますか？	今後公表する募集要項等をご確認ください。
60	8	2章	2				スケジュール 令和2年12月 基本契約の成立	基本契約の締結当事者は、誰になりますか？	今後公表する募集要項等をご確認ください。
61	8	2章	2				競争的対話	競争的対話をご検討ください。応募者が本事業に関する理解を深め、貴市のお求めに対する最適な提案をすることに有効と考えます。	ご意見として伺います。
62	8	2章	3	(1)			応募者の資格等	SPC設立は、維持管理運営業務が開始される前までに設立すればよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
63	8	2章	3	(1)	ア、イ		応募者の構成	建設・設計業務を行う者は構成企業（SPCに対して出資する者）となることが義務付けられていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	9	2章	3	(1)	エ		応募者の資格等	建設JVについて最低請負比率が10%以上とする乙型JVの採用も特段問題は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	9	2章	3	(1)	エ		建設JV	本件建設JVにおいて出資割合と記載がありますが、「異業種JV乙型」でも宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
66	9	2章	3	(1)	キ		構成企業	本事業に関与する建設ＪＶを構成する企業以外の企業が、構成企業となってＳＰＣに出資することができるものと理解してよろしいでしょうか。（例：維持管理業務を行う企業、建設ＪＶを構成する４社以外の下請け企業はＳＰＣに出資できる。）	ご理解のとおりです。
67	10	2章	3	(2)	カ		審査委員会	審査委員会の委員は公表して頂けますか。	審査講評時に公表する予定です。
68	10	2章	3	(2)	ク		応募者の資格等	「総株主の議決権を有する場合」とありますが、「発行済株式総数の100 分の50を越える株式を有し、又はその出資の総額の100 分の50 を越える出資をしている場合」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	10	2章	3	(2)	ク		応募者の資格等	「一方の株式会社の代表取締約」とありますが、代表取締役の誤記と推察いたします。	ご理解のとおりです。修正いたします。
70	10	2章	3	(3)	ア	（ア）	応募者の参加資格要件 設計・建設業務を行うもの	全てのものが満たさなければならない項目は「建設工事等の指名競争入札参加資格」と考えれば宜しいでしょうか。	令和2年度いわき市入札参加資格者名簿の種別は問いません。

いわき市下水汚泥等利活用事業　実施方針に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
71	10	2章	3	(3)	ア	(ア)	応募者の参加資格要件	複数の場合、各々が分担する業務での「必要な資格を有する」という条件を満たしていればよい、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	11	2章	3	(3)	イ	(ア)	応募者の参加資格要件	「複数」とは、ＳＰＣを構成する企業が複数だった場合、という理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりです。
73	11	2章	3	(3)	イ	(ア)	応募者の参加資格要件 維持管理運営業務を行うもの	全てのものが満たさなければならない項目は役務の提供等の指名競争入札参加資格と考えれば宜しいでしょうか。	№70の回答を参照してください。
74	11	2章	3	(3)	イ	(オ)	維持管理・運営業務を行う者	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項に規定する政令で定める資格者を配置すること」とありますが、【要求水準書（案）（中部浄化センター編）P9 図3 事業者の事業範囲】によると、本事業における維持管理範囲は全て下水道施設であるため、廃棄物処理施設技術管理者の配置は不要と思慮しますが如何でしょうか。	一般廃棄物を混合させて処理するため必要となります。
75	12	2章	3	(3)	イ	(ウ)	応募者の参加資格要件	建築にはバイオガス発生施設建設に関する経験の条件があります。したがって、維持管理にも同施設の維持管理に関する経験が条件として記載されるべきと考えます。維持管理には同施設の維持管理に関する経験が不要と考える理由をお聞かせいただくことは可能でしょうか。	バイオガス発電事業を付帯事業としていることによるものです。
76	12	2章	3	(3)	イ	(オ)	応募者の参加資格要件	「廃掃法の第21条第3項に規定する政令で定める資格者」は、具体的にどの施設の技術管理者でしょうか。	一般廃棄物を処理する施設全般となります。
77	12	2章	3	(3)	イ	(エ) (オ)	応募者の参加資格要件	資格者を「配置」と記載されていますが、「配置」とは必ずしも常駐である必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	12	2章	3	(3)	イ	(オ)	応募者の参加資格要件	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項に規定する政令で定める資格者」は、し尿・汚泥再生処理に関する技術管理者を配置すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	12	2章	4	(2)			評価内容	提案バイオマス処理事業、未利用地利活用事業も評価対象とするご予定と理解してよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
80	12	2章	4	(2)			評価内容	国の財政支援がない維持管理・運営費を削減する提案が、貴市の実質負担額をより削減することにつながるものと考えます。事業目的のひとつである温室効果ガス排出量の削減や、下水道事業に求められかつ貴市の物価変動リスクを低減する省エネルギー化を高く評価していただくことで、前述したご提案がしやすくなるものと考えます。評価内容の検討にあたっては、温室効果ガス排出量の削減、省エネルギー化の評価についてご検討ください。	ご意見として伺います。
81	12	2章	4	(2)			評価内容	温室効果ガス排出量の削減、省エネルギー化は、下水道事業だけではなく地域全体で成し遂げることで効果を引き上げる可能性があります。 温室効果ガス排出量の削減、省エネルギー化の評価においては、提案バイオマス処理事業、未利用地利活用事業による下水処理場外の効果も評価対象とすることをご検討ください。	ご意見として伺います。
82	13	2章	6	(2)	ア、イ		構成企業等の変更	「その理由がやむを得ないと認めるときに限り」とありますが、具体例をご教示願います。	構成企業が倒産した場合等が想定されます。
83	14	3章	4				市による実施状況のモニタリング等	事業者の独立採算による付帯事業であるバイオガス発電事業についても市によるモニタリングの対象とならないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	14	3章	4				市による実施状況のモニタリングについて	付帯事業は民間による事業であるため、市によるモニタリングの対象外であるという理解でよろしいでしょうか。	№83の回答を参照してください。
85	14	3章	4				市による実施状況のモニタリングについて	付帯事業の実施主体はSPCではなく構成員又は協力企業という理解です。付帯事業への市によるモニタリングが行われる場合は、その範囲を具体的に明示頂くと共に、構成員又は協力企業における事業活動の過度な負担とならないようご配慮をお願い致します。	前段については、今後公表する募集要項等をご確認ください。モニタリングについては、№83の回答を参照してください。
86	15	3章	4	(2)	カ		事業契約書等（案）	事業契約書等（案）は、いつ頃公表されるのでしょうか。	№4の回答を参照してください。
87	17	5章	3	(1)			不可抗力事象による契約解除の効果	不可抗力等当事者の責めに帰すことができない事由で事業契約が解除された場合、21頁のリスク分担案により自然災害リスクおよび不可抗力リスクは市のリスクとなっている点から、市は事業者に生じた損害について合理的な範囲で賠償頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	19	7章	2	(2)			質問・意見等に対する回答	3月上旬にはホームページに公表頂く事は可能でしょうか。	実施方針に記載の予定のとおりです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　実施方針に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
89	21	別紙１				No. 3,5, 9,19, 57	リスク分担案	3,5,9,19,57項は市と事業者で協議して分担すべき内容を含むのではないでしょうか。	原文のままとします。
90	21	別紙１				7	リスク分担表 No.7	FIT事業は、電力会社との協議により遅延が発生する場合がありますが、これは別途協議と考えてよろしいでしょうか。	別途協議となります。
91	21	別紙１	9				住民対策	騒音や臭気など関係法令を遵守したうえで事業を実施しているにも関わらず寄せられた住民等からの苦情に関するリスクは貴市負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	21	別紙１				9	住民対策	市が委託して事業者が実施する業務は市も住民対策を実施するものと考えます。	原文のままとします。
93	21	別紙１				28	契約前リスク	第三者（住民運動等）によるリスクは市のリスクもしくは別途設定が必要と考えております。	原文のままとします。
94	21	別紙１					住民対策	いわき市の委託により実施する事業であることより、事業に関する住民対策のリスク分担は市と理解しております。「事業者が実施する業務に関する住民対策」を市のリスクとしていただくことは可能でしょうか。	原文のままとします。
95	21	別紙１				20	物価変動リスク	物価変動のリスクに対して一定範囲とありますが、物価変動の指標とその変動幅の範囲の提示は委託契約(案)で明示されますでしょうか？	今後公表する募集要項等をご確認ください。
96	21	別紙１					許認可リスク	いわき市のリスクとして「市・事業者のいずれにも帰責しない事由（市議会、住民運動など）による許認可遅延」がリスクの内容として追加いただくことは可能でしょうか。	ご意見として伺います。
97	21	別紙１					環境保全	事業者の帰責事由による環境保全リスクを事業者のリスクに限定した上で、それ以外のリスク分担は市と理解しております。「事業者が実施する業務に関する、事業者の帰責事由によらない環境問題」を市のリスクとして追加していただくことは可能でしょうか。	ご意見として伺います。
98	21	別紙１	15				自然災害リスク	No.15自然災害リスクは、No.26不可効力リスク（暴風、豪雨等の自然的な現象のうち通常予見不可能なもの）に含まれますか。別項目にした特段の理由があれば教えてください。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
99	21	別紙１	15				自然災害リスク	貴市ＨＰのハザードマップに掲載されている災害は自然災害リスク※に該当し、貴市がリスクを負担するものと理解してよろしいでしょうか。 ※弊社が確認する限りですが、南部浄化センターにおいて洪水、津波の自然災害リスクがあることが確認できます。	要求水準書に記載のある関係法令、基準及び仕様等を遵守してください。
100	21	別紙１	18, 19				金利リスク	8 事業費に記載あるとおり、市が資金調達を行い、事業者は資金調達を行わない場合、本事業において当該リスクは適用されないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	21	別紙１					物価変動リスクについて	設計・建設費について、提案時と着工時点までの物価変動について改定対象になるでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
102	21	別紙１					物価変動リスクについて	設計・建設費について、着工から引き渡し時までの物価変動について改定対象になるでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
103	21	別紙１					物価変動リスクについて	維持管理費は改定対象であるという理解でよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
104	21	別紙１					物価変動リスクについて	設計・建設費および維持管理費のそれぞれについて、物価変動を評価する具体的な指標をご教示いただくことは可能でしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
105	21	別紙１					リスク分担表	物価変動リスクについて一定の範囲内は事業者リスクとなっていますが、具体的な数値をご教示願います。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
106	21	別紙１					物価変動リスクについて	費用増減について「一定の範囲」とございますが、当該範囲をご教示くいただくことは可能でしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
107	21	別紙１	No21				リスク分担案 物価変動リスク	物価変動による費用増減リスクについて、「一定範囲」「急激なインフレ」とありますが、募集要項公表時に詳細な条件（一定範囲の定量条件など）が示されるとの理解でよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
108	21	別紙１	20, 21				物価変動リスク	契約書（案）において、「一定の範囲」「急激なインフレ等」を数値でお示しください。	今後公表する募集要項等をご確認ください。

いわき市下水汚泥等利活用事業　実施方針に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
109	21	別紙１	20				物価変動リスク	物価変動による費用増減リスクが事業者だけの負担となっておりますが、「物価が上がる場合は事業者負担、物価が下がる場合は貴市負担（物価が下がっても貴市の支出は同額）」が適当かつ一般的なリスク分担と考えます。契約書（案）を仕上げるにあたり、ご考慮いただけますようお願いいたします。	ご意見として伺います。
110	21	別紙１					契約リスク	設計変更のリスクも同様に設定することを目的として、「市が提示した与条件の変更による設計の変更に関するもの」を市のリスクとして追加していただくことは可能でしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
111	21	別紙１					用地等リスク	建設に関する資材置き場は場内を想定しています。また、要求水準書において「市と協議し、指定された場所」とされています。この点から、「建設に関する資材置き場等の確保に関すること」は市のリスクとしていただくことは可能でしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
112	21	別紙１				31　32	設計リスク	設計変更リスクも含まれていると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	21	別紙１				35	用地等リスク	土壌汚染、地下埋設物以外に地質についても、調査では調べきれないところがあるため、いわき市側のリスクで考えていただきたいです。	ご意見として伺います。
114	22	別紙１					引渡し前損害リスク	具体的な事象として、「戦争、暴動、天災等不可抗力により生じた損害」を市のリスクとして追加していただくことは可能でしょうか。	不可抗力リスクとして記載してあります。
115	22	別紙１					設備の瑕疵リスク	本事業における維持管理範囲には、既設設備と新設設備があります。「既設設備の瑕疵によるもの」を市のリスクとして追加していただくことは可能でしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
116	22	別紙１					設備の瑕疵リスク	新設設備について、「瑕疵担保保証期間内のもの」を事業者のリスク、「瑕疵担保期間外のもの」を市のリスクとして、分けていただくことは可能でしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
117	22	別紙１					性能未達リスク	「市の指示、提示条件の不備および変更等による運転・維持管理の変更に関するもの」を市のリスクとして追加していただくことは可能でしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
118	22	別紙１					施設損傷リスク	「第三者の帰責事由により施設が損傷した場合」を市のリスクとして追加していただくことは可能でしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
119	22	別紙１					FIT制度適用リスク	「発電事業者申請後、固定買取制度の廃止等、事業の前提条件に変更等があった場合の対応」を市のリスクとして追加していただくことは可能でしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
120	22	別紙１					事業終了時の移管手続きリスク	要求水準書や募集要項等に規定のない施設移管手続きに伴う諸費用は、市のリスクとしていただいてよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
121	22	別紙１					事業終了時の施設状態	事業終了時の施設状態について、要求水準書あるいは募集要項等に規定されていない事項が求められた場合は、市と事業者の協議事項としていただいてよろしいでしょうか。	ご意見として伺います。
122	22	別紙１	52，53				消化ガスの減少	汚泥の質または量の変化が、バイオガス発生量に影響し、契約した買取り価格でお支払いすることが難しくなることを懸念します。当該リスク分担は、バイオガス発電事業にも適用されるものと理解してよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
123	22	別紙１				55	リスク分担表 №55	発電事業者申請後、電力会社の帰責事由により固定価格買取り制度の適用を受けられなかった場合の対応は、別途協議と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	22	別紙１				56	リスク分担表	№56には、受け入れできない場合の処分費増大に関するリスクも含まれているものと考えてよろしいでしょうか。	市に起因する事由による場合は市のリスクとなります。
125	22	別紙１				60	事業終了時の施設移管手続リスク	施設移管手続に伴う諸費用は市のリスクではないでしょうか。	原文のままとします。
126	22	別紙１					リスク分担案	当該リスク分担は、付帯事業以外のリスク分担であり、付帯事業のリスク分担は必ずしもこれに当たらないものと考えます。付帯事業の特質、特性等が考慮された契約書（案）をご検討ください。	ご意見として伺います。
127	22	別紙１					契約形態１	本事業の契約を、一般的な基本協定、基本契約、設計・建設工事請負契約、維持管理運営業務委託契約、固形燃料化物売買契約（以下、一般的契約）で構成しようとする場合、民間収益事業である付帯事業をこれらの契約書に入れ込むことが難しいものと考えます。リスク分担、役割分担、業務内容などが異なるためであることもちろん、付帯事業は設計，建設，維持管理・運営を分断されて契約する類のものではなく「事業」として民間に委ねられるものと考えます。 付帯事業の契約は、シンプルに一般的契約とは別に分離した契約とされることをご提案いたします。ご検討ください。	ご意見として伺います。

いわき市下水汚泥等利活用事業　実施方針に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
128	22	別紙１					契約形態２	汚泥処理施設等にかかる一般的契約と付帯事業の契約を別に分離する場合、付帯事業の契約相手方についても合わせてご検討ください。ＳＰＣとする場合、デメリットとは考えませんが基本協定締結後速やかにＳＰＣを設置させる必要があります。構成企業等本事業に関与する企業と契約する場合、ＳＰＣは維持管理・運営開始前までに設立させるのでも差し支えありませんし、民間収益事業のリスクを下水道事業と分離するうえでも有効と考えます。	ご意見として伺います。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）中部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
1	1	1章	1	1.4	(3)		その他バイオマス	その他バイオマスとは、付帯事業に関するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	1	1章	1	1.5	(1)		設計及び建設の工期、維持管理運営期間	施設の構成において、FIT事業の記載がありますが、FIT事業において、電力会社への接続申込みに期間を要するため、御指定の工期及び維持管理・運営期間の遵守ができない場合があります。 　この場合、FIT事業の工期は別途協議とさせていただいてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	2	1章	1	1.6			事業概要	SPCの設立は「本事業の業務実施を目的」と記載されていますが、SPCが請け負う業務は維持管理のみという理解でよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
4	4	1章	1	1.9			一般平面図及び事業場所	本事業用地の詳細範囲は具体的には示されておりませんが、スケールを含めて提案者が提案において示すという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
5	7	1章	2	2.2		(1)	進入路の整備範囲	建設及び維持管理動線は、正門からの進入退出とし、大型車のすれ違いが可能な幅員の既設場内道路を利用するものとし、既設場内道路から今回建設する施設へアプローチする道路を接続する計画と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	7	1章	2	2.2		(2)	汚泥処理施設等の維持管理運営に関する業務	中部浄化センターのし尿・浄化槽汚泥受入施設は新規施設となりますが、事業者の維持管理範囲外となります。本施設の修繕及び更新業務維持管理も事業者の維持管理範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	8	1章	2	2.2		(2)	一定額の考え方	・「一定額（800万円/年）以下の修繕及び設備更新」が、一件（一つの故障等）あたり、総額どちらか教えてください。 ・上記回答が一件あたりの場合、上限があるか教えてください。（例えば、100万円の修繕が10件発生した場合の事業者の支出は800万円か1,000万円か。）	20年間で合計1.6億円（税込み800万円×20年）以下の修繕及び設備更新が事業者の業務範囲となります。 それを超えるものについては市の業務範囲となります。
8	8	1章	2	2.2	(2)		事業者の業務範囲	「既存施設のうち別紙１に定めるものの一定額（800万/年）以下の修繕及び設備更新」との記載がありますが、以下の3点についてご教示願います。 ①修繕及び更新の年間合計金額が800万円までが事業者の業務範囲との理解でよろしいでしょうか。 ②「一定額」についての詳細条件（1件〇〇円以下、年間800万円まで等）は別途募集要項等で公表されるとの理解でよろしいでしょうか。 ③「設備更新」との記載がありますが、資本的支出に該当しない範囲での設備更新との理解でよろしいでしょうか。	①20年間で合計1.6億円（税込み800万円×20年）以下の修繕及び設備更新が事業者の業務範囲となります。 それを超えるものについては市の業務範囲となります。 ②今後公表する募集要項等をご確認ください。 ③資本的支出に該当する設備更新を含みます。
9	8	1章	2	2.2	(2)		事業者の業務範囲 既存施設の修繕	既存施設のうち別紙1に定めるものの一定額以下の修繕とありますが、既設のこれまでの整備状況(内容と実施時期・頻度および金額等）がわかる資料をご提示願えないでしょうか？また、継続使用する上で注意する必要がある等の情報があればご提示願います。	閲覧資料でご確認下さい。
10	8	1章	2	2.2	(2)		事業者の業務範囲 既存施設の修繕	「一定額（800 万円/年）以下の修繕及び設備更新」とは、「年間の総額」で税込額と考えてよろしいでしょうか？	税込額となります。
11	8	1章	2	2.2		(2)	一定額の考え方	「一定額（800万円/年）以下の修繕及び設備更新」は、800万円を超える場合は修繕または更新費のうち800万円/年を事業者が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	20年間で合計1.6億円（税込み800万円×20年）以下の修繕及び設備更新が事業者の業務範囲となります。 それを超えるものについては市の業務範囲となります。
12	8	1章	2	2.2		(2)	設備更新の予算措置	「一定額（800万円/年）以下の設備更新」は、３条予算によるものと理解してよろしいでしょうか。	No.8の回答を参照してください。
13	8	1章	2	2.2	(2)	別紙1	事業者の業務範囲 既存施設の修繕	別紙1に定めるものとありますが、※マークのサイロ系設備は、既存施設の修繕対象に含まないということでしょうか？	当該設備の修繕及び設備更新費用は、「一定額以下の修繕及び設備更新」の算定対象外であるという意図です。本事業で利用する場合、当該設備（補機類含む）の修繕・設備更新は事業者の負担となります。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）中部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
14	8	1章	2	2.2	(2)		事業者の業務範囲 既存施設の修繕	既設施設のうち使用予定の機器のみと考えてよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
15	8	1章	2	2.2		(2)	更新の考え方	ここで記載の「設備更新」は、貴市が策定するストックマネジメント計画によらず、事業者が貴市の確認を受けた長期修繕等計画書に基づき別紙１に記載されている機器を更新することを指すものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	8	1章	2	2.2		(2)	更新の考え方	故障が頻発するなど更新が必要な既存設備について、事業者が貴市と協議のうえ長期修繕等計画書で更新を計画し、貴市が長期修繕等計画書に基づきストックマネジメント計画を策定し、ストックマネジメント計画に基づいて更新工事をご発注いただくことができるものと考えてよろしいでしょうか。	既存設備の修繕・更新については、一定額以下は事業者の業務範囲となります。
17	9	1章	2	2.3			図 事業者の事業範囲	図3の※8の含まない範囲は「今回建設するし尿受入施設での受入業務」と「既設施設での脱水ケーキの受入業務」「北部浄化槽脱水汚泥受入業務」の3つの受入作業を含まない、という理解でよろしいでしょうか。	し尿等については、受入・し渣除去・し渣除去後汚泥移送までが市の業務範囲です。 脱水下水汚泥・脱水浄化槽汚泥については、既設（又は新設）汚泥受入設備までの運搬・投入までが市の業務範囲で、受入に係る業務以降は事業者の業務範囲となります。 中部浄化センターの下水汚泥については、濃縮汚泥引抜ポンプの運転までが市の業務範囲となります。 ※８については、募集要項等公表時に修正します。
18	8	1章	2	2.3	(2)	図3	事業者の事業範囲 汚泥処理棟の脱臭	既設脱水機棟の脱臭設備は本事業範囲外と考えてよろしいでしょうか。	当該脱臭設備を本事業で使用する場合は、事業者の業務範囲に含まれます。
19	9	1章	2	2.3			し尿・浄化槽汚泥の投入箇所	バイオガス発電事業による効果を考慮し、図3に示される通り、し尿・浄化槽汚泥の投入箇所は混合等・前処理設備とすることが前提条件であると理解してよろしいでしょうか。	バイオガス発電事業による効果を考慮しご提案ください。
20	9	1章	2	2.3	図3	※8	事業者の事業範囲	「維持管理運営範囲は、汚泥の受入後とし、」とありますが、p7(2)汚泥処理施設塔の維持管理運営に関する業務には「下水汚泥の受入れ」とあります。この「下水汚泥の受入れ」とは、中部浄化センターで発生する濃縮汚泥を指し、南部、北部からの脱水ケーキの受入れ業務は本図の通り範囲外と理解してよろしいでしょうか。	No.17の回答を参照してください。
21	9	1章	2	2.3	図3	※2	事業者の事業範囲	機械濃縮機は必要に応じて設置。とありますが、既設の濃縮設備を更新して流用することは可能でしょうか。濃縮機を使用する場合は別紙10の建設予定地内への新設が必須でしょうか。	既設濃縮設備は、市側の管理範囲とするため流用利用は不可です。
22	9	1章	2	2.3	図3	※10	事業者の事業範囲	「既設のサイロ（脱水ケーキ貯留槽）は利用可能だが、当該施設を利用する場合は、当該設備の修繕及び更新を事業者負担とする」とありますが、このサイロとはNo.2ケーキ貯留槽を指し、同図の「脱水ケーキ受入ホッパ」とは異なるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	9	1章	2	2.3	図3	※10	事業者の事業範囲	「既設のサイロ（脱水ケーキ貯留槽）は利用可能だが、当該施設を利用する場合は、当該設備の修繕及び更新を事業者負担とする」とありますが、既設のサイロを使用しない場合は、日常点検や定期点検等をする必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	9	1章	2	2.3	(2)	図3	下水汚泥脱水ｹｰｷ（南部、北部）の受入	サイロ（220m3）の利用を計画した場合、受入ホッパからサイロ（220m3）までの運用(ポンプ移送等）は市側で実施いただける考えで良いでしょうか？	事業者の維持管理・運営範囲となります。
25	11	1章	2	2.5.1			基準及び仕様等	し尿等受入施設は「汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領（財団法人全国都市清掃会議）」に準拠する必要がないと解釈してよろしいでしょうか。	準拠してください。修正します。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）中部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
26	11	1章	2	2.5.1			基準及び仕様等	「下水道施設計画・設計指針と解説」において「設置する」と記述されている設備や機能（付帯設備）を具備していない提案は受け付けられない、という解釈でよろしいでしょうか。例えば、消化タンクにおける試料採取装置などを想定しています。	原則「下水道施設計画・設計指針と解説」に準拠してください。ただし、個別案件については設計業務時に協議してください。
27	12	1章	2	2.6			嫌気性消化及び固形燃料化技術	「いずれかに該当するもの」を適用して設備を設計する際、技術評価等を取得するために実施した実証試験における運転条件や「稼働実績を1年以上有するもの」の運転実績を根拠とする必要があると解釈してよろしいでしょうか。例えば、投入汚泥濃度や消化日数などの設定値を想定しています。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
28	13	1章	2	2.7	2.7.2	(5)	財務状況	「事業者」と記載されていますが、財務状況のモニタリング対象はSPCに限定されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	14	1章	3	3.1	図4		処理対象汚泥の集約フロー	北部浄化センターの脱水汚泥(下水)と脱水汚泥(浄化槽汚泥等)は別個に搬送されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	14	1章	3	3.1			全体処理量 日最大処理量	日最大処理量(816.5wet-t/日）は、日平均処理量(680.4t-wet/日）の約1.2倍としていますが、下水汚泥およびし尿浄化槽汚泥の両方ともにこの倍率で最大受入れる計画で検討を進めることでよろしいでしょうか？	全体は原文のとおりです。し尿・浄化槽汚泥の受入れ量は6.4.2項（５）をご確認下さい。
31	14	1章	3	3.1			全体処理量 日最大処理量	日最大受入量での受入れは、何日も継続するものでは無いと考えます。何日間の想定をすればよいでしょうか？（最大でも3～4日程度では？）	下水汚泥については閲覧資料をご確認ください。 し尿・浄化槽汚泥については 6.4.2項（５）をご確認下さい。
32	15	1章	3	3.2	(3)		し渣搬出	し渣および沈砂の袋詰め作業と積み込み作業は事業者の業務範囲に含まれないと理解していますがよろしかったでしょうか？	ご理解のとおりです。
33	15	1章	3	3.2	(1)		収集運搬車サイズおよび頻度	収集運搬車6t、10tサイズの車両寸法・重量及び入場頻度等をご教授願います。	市で把握している事項については、閲覧資料に示しますが、車両仕様については変更となる可能性があるため施設計画にあたっては、メーカーの車両規格等を参照してください。
34	15	1章	3	3.2			脱水汚泥の受入	南部および北部の脱水ケーキ汚泥の受入についての想定される搬入日・時間・搬入量の計画をご提示願います。 また、北部のし尿浄化槽汚泥脱水汚泥についての搬入時間・運転時間の計画、そして、運搬車両の寸法・重量および積載時重量をご提示願います。	閲覧資料をご確認下さい。
35	14	1章	3	3.3	3.3.1		事業者が整備した設備の修繕等	「事業者が整備した設備」は「汚泥処理施設等」（事業者が整備していない既存設備を含む）と理解してよろしいでしょうか。この理解でよろしければ、募集要項等の公表時に変更をお願いします。	ご理解のとおりです。 募集要項等公表時に表現を修正します。
36	14	1章	3	3.3	3.3.1		全体処理量	今回新設する「し尿浄化槽受入設備」は新規施設ですが、同設備は「事業者の維持管理範囲」外の設備となっています。この場合、「市の維持管理範囲内の設備」である同設備の修繕において、事業者の汚泥受入れ・処理ができない場合は、記載のとおり「市の負担で市が外部搬出」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	14	1章	3	3.3	3.3.1		外部搬出費の負担者	「市の維持管理範囲内の設備修繕」は事業者の場合と同様に「市の維持管理範囲内の設備の修繕等」に変更をお願いします。修繕に限らず、帰責事由者が負担することを説明されているものと思います。	募集要項等公表時に表現を修正します。
38	14	1章	3	3.3	3.3.1		外部搬出費の負担者	貴市が発注される既存設備の更新工事に伴い発生する濃縮汚泥、脱水汚泥、し尿・浄化槽汚泥の外部搬出費は貴市のご負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の維持管理範囲の設備（事業者が整備していない既存設備を含む）の修繕・更新により事業者が汚泥の受入れができない場合には、市と事業者は協議の上、事業者の負担で市が外部搬出を行います。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）中部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
39	14	1章	3	3.3	3.3.1		全体処理量	20年間の予想固形物濃度の最大値は2.2%と記載がありますが、p16表1では2.35～2.38%となっています。 令和7年の数値と一致することから、P.16表1の数値（固形物濃度を含め）を正としてよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
40	14	1章	3	3.3	3.3.1		濃度	濃度をご確認ください。（2.2%→約2.4%）	今後公表する募集要項等をご確認ください。
41	14	1章	3	3.3.1			汚泥処理施設等の計画処理量	20年間の予想汚泥量の最大値をお示しいただいておりますが、この数値は施設設計上の重要な数値となりますので、日最大処理量に関する各汚泥、し尿、浄化槽汚泥の内訳をご教示ください。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
42	15	1章	3	3.3.2	(1)		し尿等の搬入時間	本項に記載の搬入時間はし尿・浄化槽汚泥の受入時間と解釈いたしますが、北部・南部浄化センターからの脱水汚泥搬入時間・頻度をご教示ください。	搬入時間帯については、し尿・浄化槽汚泥と同様です。 搬入頻度については、閲覧資料でご確認下さい。
43	15	1章	3	3.3	3.3.2		し尿・浄化槽汚泥受入量	・設計基本諸元となる「①計画年間日平均処理量（１年の平均値）」「②計画処理量（①に計画月最大変動係数を考慮した値）」を教えてください。 ・上記処理量とp41に記載されている275kL/日との関係をお示しください。 ・また、それぞれ要求水準書への明示をお願いいたします。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
44	15	1章	3	3.3	3.3.2	(3)	搬出	し渣の作業については、市の業務範囲という理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
45	15	1章	3	3.4			汚泥処理施設等の処理能力	「供給汚泥量の変動を考慮した上で安定的に」という記載に従い、処理能力をご提案させていただきますが、将来的な流入・水処理由来の汚泥量変動は事業者側でのリスクコントロールが不可能な要素であるため、計画変動幅をご提示いただけないでしょうか。	閲覧資料等でご確認の上，提案をお願いします。
46	15	1章	3	3.4			供給汚泥量	汚泥供給量の変動は事業者が設定すればよろしいでしょうか。	閲覧資料等でご確認の上，提案をお願いします。
47	15	1章	3	3.4	表1		処理汚泥量	当該表に示される北部下水脱水汚泥および固形物量は、北部浄化センター消化槽廃止後の数値と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	16	1章	3	3.5			汚泥性状	南部・北部浄化センターにおいて、脱水処理から搬出されるまでの脱水汚泥貯留日数、もしくは脱水から中部での受け入れまでにかかるおおよその経過時間ご教示ください。	閲覧資料でご確認下さい。
49	16	1章	3	3.5			汚泥性状	記載に従い過去実績調査の上ご提案させていただきますが、将来的な流入・水処理由来汚泥性状変動は事業者側でのリスクコントロールが不可能な要素であるため、過去実績を逸脱する変動により生じた費用増加等については貴市にご負担いただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが，範囲等については協議によります。
50	16	1章	3	5	別紙3		汚泥性状 し尿浄化槽汚泥の割合	別紙３の表参-4でし尿・浄化槽汚泥の割合を指示いただいておりますが、各処理場毎の割合をご提示願います。（南部は要求水準書に記載がありますが最大値のみです。各処理場の代表計画値をお願いいたします。）	今後公表する募集要項等をご確認ください。
51	17	1章	4	4.3			電気室及び監視室スペース	「し尿・浄化槽汚泥受入施設についても中央監視設備へ電気信号が伝わるようにすること」は汚泥処理施設側で端子台等で伝わる準備をし、市側で中央監視設備の機能増設を行うという趣旨でしょうか。 また、その準備はし尿・浄化槽汚泥受入施設は運転・監視に必要な信号とし、汚泥処理施設等は市側の維持管理範囲の設備に必要なインターロック信号が主であると理解でよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
52	17	1章	4	3			電気室及び監視室スペース	「監視制御設備は、原則として中央監視室に配置する」とありますが、ここでいう中央監視室とは、事業者が新設する中央監視室と考えてよろしいでしょうか。また、本文中の「中央監視室」はすべて新設の中央監視室と理解してよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
53	17	1章	4	4.3			電気室及び監視室スペース	「監視制御設備は、原則として中央監視室に配置する。」とありますが、ここで指す「中央監視室」は本事業にて建設するものと理解してよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
54	17	1章	4	4.3			電気室及び監視室スペース	「中央監視設備へ電気信号が伝わるようにすること」とありますが、ここで指す「中央監視設備」は「既存設備にある中央操作室」と理解し、「し尿・浄化槽汚泥受入施設を含め、本事業で建設する設備の監視機能を既存の中央操作室に整備すること」と読み替えてよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）中部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
55	17	1章	4	3			電気室及び監視室スペース	電源は貴市中部浄化センターより給電されますが、その時の料金単価を御教示願います。 または東北電力の単価とすることでよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
56	17	1章	4	2			運転・制御	汚泥処理施設の運転・制御（既設設備との連動運転等を含む）に必要なケーブル敷設、電路の増設・改造は事業者負担と記載がありますが、図５電気系統取合い図により、既設設備の盤、監視装置等の既設設備の改造は事業範囲外と考えますがよろしいでしょうか。	既設設備の盤、監視装置等の既設設備の改造は事業範囲に含むとお考え下さい。
57	18	1章	4	4.4			自家発電設備	「必要に応じ」とありますが、前提は「設備の安全に停止するために必要な負荷がある場合」と考えてよろしいでしょうか（6.4.1にその旨記載あり）。	ご理解のとおりです。
58	18	1章	4	6			責任分界点　上水	分岐後の配管は原則として埋設配管とすることとありますが、埋設には特別な理由があるのでしょうか？原則とあるので、凍結防止を考慮した架空配管でも可と考えて良いでしょうか。	原則として埋設配管です。
59	18	1章	4	7			電話 連絡手段	し尿・浄化槽汚泥受入施設との連絡手段を設置するのは、事業者が新設する中央監視室でしょうか。 それとも、既設である処理場の中央監視室でしょうか。	既設の中央監視室です。
60	18	1章	4	4.7			電話	「中央監視室への連絡手段」とありますが、ここで指す「中央監視室」とは「既存にある中央操作室」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	19	1章	4	4.8	表4		滅菌前再生水接続条件	「取水ポンプを更新することで利用できる」とありますが、この取水ポンプは二次処理水槽二次側の本事業への給水ポンプを指すものと理解してよろしいでしょうか。	二次処理水槽への給水ポンプになります。
62	19	1章	4	4.8	表4		滅菌前再生水接続条件	「1,920m3/日以下」とありますが、この量までは、二次処理水槽一時側（槽への給水）は確保されているものと理解してよろしいでしょうか。	老朽化により能力低下している既設の二次処理水槽への給水ポンプを当該ポンプの仕様能力と同等のポンプに更新した場合の給水量です。
63	19	1章	4	9			生活排水及び雨水排水	雨水排水は雨水排水接続先のマンホールに接続するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	19	1章	4	4.9			雨水排水	道路排水を計画するにあたり、場内の雨水排水施設計画（区画割平面図、流量表等）の提供は可能でしょうか。	閲覧資料をご確認下さい。
65	19	1章	4	4.9			生活排水及び雨水排水接続先	別紙6に示される生活排水及び雨水排水接続先以降の汚水管及び雨水管について、現状及び将来計画を踏まえ能力を決定した根拠、許容排出量の提供は可能でしょうか。	閲覧資料をご確認下さい。
66	20	1章	4	4.11			処理工程における排水	排水量に制約はなく、別紙6の雑排水接続先マンホールより自然流下で流入渠に返送されると考えてよろしいでしょうか。	規定された負荷上限を遵守してください。
67	20	1章	4	4.11			排水槽	「24時間排水可とし」と記載されておりますが、水処理への送水は24時間連続で平準化して行うこと、という趣旨でしょうか。	ご理解のとおりです。
68	20	1章	4	11			処理工程における排水	排水水質は定期的（月１回程度）に排水を採取して分析するとの理解で良いでしょうか？	今後公表する募集要項等をご確認ください。
69	20	1章	4	4.11			排水水質基準	表６は、汚泥処理からの排水全体の基準でしょうか。	本事業における基準となります。
70	20	1章	4	11			処理工程における排水 表６排水水質基準	表6の項目のうち、n-ヘキサンはn-ヘキサン濃度ですか、それともn-ヘキサン抽出物質濃度ですか。後者の場合、通常の汚泥処理プロセスでは検出されないレベルを維持することは困難と考えますので修正願います。	n-ヘキサンの項目については削除します。
71	20	1章	4	4.11			n－ヘキサン	n－ヘキサンの濃度は、汚泥基質によるものであり、かつ検出されないことは難しいため、基準から外すことをご検討ください。	No.70の回答を参照してください。
72	20	1章	4	4.12			処理対象汚泥	北部浄化センター・南部浄化センターの脱水汚泥受入施設は既存施設となっていますが、「本事業において整備」とはどのような業務を指しているでしょうか。	事業者提案によって、受入施設を新設で整備する場合や、既存施設の改造、既存施設からの汚泥移送ルートの整備等を想定しています。
73	20	1章	4	4.12			処理対象汚泥	濃縮槽からの重力濃縮汚泥の引抜調整は貴市業務と理解してよろしいでしょうか。 またその場合、引抜運転要領（頻度と1回あたりの引抜量）についてご教示いただけないでしょうか。	ご理解のとおりです。 運転につきましては，閲覧資料をご確認下さい。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）中部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
74	20	1章	4	12	別紙7		処理対象汚泥 中部浄化センター濃縮汚泥	中部浄化センター濃縮汚泥の責任分界点は重力濃縮汚泥引抜ポンプとありますが、2次側の既設配管の利用は可能と判断してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
75	21	1章	5				環境への配慮	敷地境界線を明示いただけますようお願いいたします。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
76	21	1章	5	5.1			騒音規制基準	過去最新の敷地境界における騒音調査結果をご教示いただけないでしょうか。	測定結果はありません。
77	21	1章	５	1			騒音規制基準	「敷地境界」を具体的にご教示願います。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
78	21	1章	５	2			振動規制基準	「敷地境界」を具体的にご教示願います。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
79	21	1章	5	3	(1)		ばい煙に関する条件	総量規制は、処理場全体での総量とありますが、固形燃料化施設の総量枠はいくつになるでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
80	21	1章	5	5.3	(1)		ばい煙に関する基準	総量規制とありますが、現状および本施設稼働時の総量規制対象施設（貴市所有）があればご教示ください。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
81	21	1章	5				環境への配慮	「敷地境界」とは、中部浄化センターの敷地全体の境界のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	21	1章	５	4			悪臭防止対策	「敷地境界線」を具体的にご教示願います。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
83	21	1章	5	5.3		(1)	ばい煙に関する基準	中部浄化センター既存施設の排出ガスに関して、現状と今後の見通しを教えていただくことは可能でしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
84	22	1章	5	5.4			悪臭防止対策	敷地境界線という記載がありますが、排出口と排出水のそれぞれの数値算出方法が記載されています。排出口と排出水についても規制遵守を求めるものでしょうか。 また、排出口と排出水とは、どの位置（場所）と理解すればよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
85	22	1章	5	5.4			悪臭防止	臭気指数に関する要求水準はありませんか。（南部浄化センターにおいては臭気指数に関する要求水準が明示されております。）	今後公表する募集要項等をご確認ください。
86	23	2章	6	2.1			監理技術者	設計期間中に配置する機械器具設置工事に係わる監理技術者は、工事期間中に配置する監理技術者とは、別の者でも構いませんか。	設計期間中は専任ではありません。
87	26	2章	6	6.3.5			環境対策	工事期間中に発生する排水を公共用水域に放流する場合、雨水排水と同様、既存U字側溝を介して放流させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	公共用水域への放流基準を遵守の上，放流してください。
88	26	2章	6	3.6	(10)		監理技術者	機械器具設置工事に係わる監理技術者を専任で配置する本工事期間中は、機械器具設置工事を行わない期間中でも、着工から検査終了まで、電気設備工事、土木工事、建築工事を含めての全工事期間中でしょうか。	ご理解のとおりです。
89	26	2章	6	3.6	(10)		工事期間中の機械器具設置工事に係る監理技術者	異業種乙型JVの場合は、先行する土木・建築工事の施工期間中は当該業種の監理技術者を専任常駐させ、機械器具はプラント施工期間に専任常駐させても宜しいでしょうか？	No.88の回答を参照してください。
90	27	2章	6	3.6	(12)		土木工事	土木工事と建築工事の区分は、地下工事、水槽躯体工事、外構工事で、それ以外は建築工事との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	27	2章	6	3.7			現場事務所等	現場事務所は、別紙10に記載の施工ヤード以外の敷地内に設置することも可能でしょうか。	原文のままとします。
92	27	2章	6	6.3.9			工事期間中のユーティリティ	「試運転に伴う電力需要･･･基本料金の増加分を1年間事業者が負担するものとする」とありますが、現在の契約デマンドおよび実績需要量データをご教示ください。	閲覧資料でご確認下さい。
93	27	2章	6	3.9			工事期間中のユーティティ	工事期間中に上水および電力を市から有償で供給頂く際の供給点はどこになるのか、ご指示ください。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
94	29	2章	6	6.3	6.3.14	(3)	他工事	現時点において想定されている「他工事」があれば教えてください。	閲覧資料でご確認下さい。
95	31	2章	6	4.1	(2)		残土利用	施工ヤードの地盤高調整のため、公共工事等で発生した残土を利用させて頂けるとのことですが、計画地からどの程度の運搬距離を想定されていますでしょうか。	残土発生場所は現時点で未定です。
96	31	2章	6	6.4	6.4.1	(2)	進入路の整備範囲	建設及び維持管理動線は、正門からの進入退出とし、別紙10赤矢印先端までは既設場内道路を使用するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	31	2章	6	4.1	(2)		配置計画	本事業計画地内に運転員用の駐車場を配置しても宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
98	31	2章	6	6.4.1	(2)	ク	配置計画	別図10に示されている車両同線の矢印先端以降、本事業敷地への既設道路は流用可能なものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）中部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
99	31	2章	6	4.1	(2)		防鳥対策	現状鳥害が発生しているのでしょうか。具体的に想定している状況を教えていただけますでしょうか？	現在生じている鳥害はありません。
100	31	2章	6	6.4	6.4.1	(2)	配置計画	「キ 防鳥対策」について、現在、鳥によって被害がでているでしょうか。また、でていない場合は、どの程度の対策を考えればよろしいでしょうか。	現在生じている鳥害はありません。
101	31	2章	6	6.4.1	(2)	キ	配置計画	「防鳥対策」とありますが、現在鳥害の有無とその程度をご教示ください。また現在鳥害が顕在化していない場合、必要に応じて対策をとると理解してよろしいでしょうか。	現在生じている鳥害はありません。 対策は事業者提案とします。
102	31	2章	6	6.4	6.4.1	(1)	「0」	「0」は誤記と思われますので修正をお願いします。	修正します。
103	31	2章	6	4.1	(1)		基本計画に関する要求水準 施設規模	本文に「0」で求める施設の処理能力とありますが、「0」とはどこを指すのでしょうか？	修正します。
104	31	2章	6	6.4	6.4.1	(1)	要求水準	「0」は何を指すでしょうか	修正します。
105	31	2章	6	6.4.1	(1)		施設規模	「「0」で求める施設の･･･」とありますが、「0」が指す内容をご教示ください。	修正します。
106	32	2章	6	4.1	(5)		固形燃料化物の安全対策	表参9に提示されているように固形燃料化物には放射性物質が含まれると想定した安全対策、有効利用先の確保をすると考えれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	32	2章	6	6.4	6.4.1	(3)	計量機器	「ウ 下水汚泥等の処理量」は、何を指しているでしょうか。	汚泥処理施設等の各処理工程の処理量を想定しています。
108	32	2章	6	4.1	(3)	ア	計量機器 脱水汚泥受入量	北部および南部の下水脱水汚泥受入は既設のトラックスケールでの測定と考え、新設するバキュームカー用のトラックスケールの対象外と考えていますがよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
109	32	2章	6	6.4.1	(3)	オ	計量機器	本項にて計量項目例が記載されておりますが、法的に産業廃棄物処理施設に該当するか否かも含めて適切に判断し、計量項目を提案させていただくと理解してよろしいでしょうか。もしくは法的な該当有無は無関係に記載の計量項目が必須と考えるべきでしょうか。	法的にご判断下さい。
110	32	2章	6	6.4.1	(3)	カ	計量機器	一酸化二窒素の計量は施設の形式に関わらず、燃料化施設排出ガスに対する連続測定が必須となりますでしょうか。	連続測定は必須ではありません。
111	33	2章	6	6.4	6.4.1	(6)	温室効果ガス排出量の計算範囲	温室効果ガス排出量の削減は、下水道事業だけではなく地域全体で成し遂げることで効果を引き上げる可能性があります。 温室効果ガス排出量の計算範囲は、提案バイオマス処理事業、未利用地利活用事業による効果を含めることをご検討ください。	ご意見として伺います。
112	33	2章	6	6.4	6.4.2	(1)	液位計	貴市における維持管理性を考慮すると、イ液位の連続測定・指示は、必要に応じてではなく、必須条件とされる方がよいものと考えます。	ご意見として伺います。
113	34	2章	6	4.2	(2)		点検通路等	梯子の要求水準について記載がありませんが、一般的な使用基準にあわせた計画でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
114	35	2章	6	4.2	(3)	ソ	機器及び配管等 屋外設置機器	塗装は耐候性・耐塩性に優れたものとありますが、耐塩性の要求レベルはどの程度になりますでしょうか？中部の場合、海岸から離れていますので、耐候性のみで良いように感じますがいかがでしょうか？	今後公表する募集要項等をご確認ください。
115	35	2章	6	6.4	6.4.2	(3)	常用域	ハ「常用域は中」は全ての機器を対象としたものではなく、一軸式、ダイヤフラム式を対象としたものと考えてよろしいでしょうか。また、常用能力を１とした場合、機器能力は２とすることという意図でしょうか。	ご理解のとおりです。
116	35	2章	6	4.2	(3)	ナ (7)	定量ポンプ、流量可変定量ポンプ	定量ポンプ、流量可変定量ポンプはどの設備を想定していますでしょうか？設備によっては、それ以外の型式の実績あるポンプ使用も可能と考えてよろしいでしょうか？	今後公表する募集要項等をご確認ください。
117	35	2章	6	4.2	(3)	ナ (1)	機器及び配管等 ポンプ類	ポンプは原則として槽外型とありますが、槽がポンプ室に面しない配置で槽内設置とした方が良い場合は、水中ポンプを採用することはできると考えてよろしいでしょうか？	原文のとおりとします。
118	35	2章	6	4.2	(3)	ト	機器及び配管等 現場盤	すべての機器は原則として現場盤にて手動による操作（入・切）が可能なものとすると記載がありますが、動力制御盤方式を採用し、同盤を現場に設置し手動操作を可能とする場合は、別途現場盤の設置は不要と考えて良いでしょうか。	原則として、既設下水処理場と同等の機器構成といたします。
119	36	2章	6	6.4	6.4.2	(4)	屋外設置の場合の屋根	中部浄化センターの既設トラックスケールには屋根が設置されておりませんが、ア④のとおり屋外設置の場合は屋根を設置するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）中部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
120	36	2章	6	4.2	(4)	ア	計量器　構造等	屋外に設置の場合には、屋根を設置とありますが、車両全体を覆うのではなく、屋根設置は運転席からカードリーダーを操作する範囲でも宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
121	36	2章	6	4.2	(4)	ア	計量器　インターホン	インターホンの接続先は、どちらを想定していますでしょうか？（事業者新設の中央監視室、主にし尿浄化槽汚泥受入に対応する運転員が控える運転員事務室、処理場の既設中央監視室）	管理棟の下水処理場(既設)中央監視室になります。
122	36	2章	6	4.2	(4)	イ	受入設備 受入室 車両	最大6t積収集運搬車および10ｔ車とありますが、車両寸法・重量および来場頻度タイミングをご指示願います。（中部要求水準書案Ｐ15でも同様の質問有）	市で把握している事項については、閲覧資料に示しますが、車両仕様については変更となる可能性があるため施設計画にあたっては、メーカーの車両規格等を参照してください。 　また、来場頻度については不定期です。
123	39	2章	6	4.2	(4)	ク	受入槽の防食材仕様	受入槽の防食材の仕様は、有機酸対応型とありますが、どのような有機酸で、その程度の濃度を想定されていますか。	受入槽の防食材の仕様は、『下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食マニュアルー平成29年12月ー』に準じた仕様とする。
124	39	2章	6	6.4	6.4.2	(4)	沈砂受箱	２日分以上は、２回分以上が正しいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
125	41	2章	6	6.4	6.4.2	(5)	貯留槽、予備貯留槽	「し尿・浄化槽汚泥を合わせて３日分以上の貯留」と記載されておりますが、何（例：計画処理量）の３日分かお示しください。	計画処理量の3日分です。
126	41	2章	6	6.4	6.4.2	(5)	投入ポンプ	投入ポンプの送り先は機械濃縮手前の汚泥槽になりますが、可変定量ポンプを採用しますか。また、構造①の送り先を修正ください。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
127	42	2章	6	6.4	6.4.2	(5)	貯留槽破砕機	名称は「貯留槽撹拌機」でしょうか。（南部浄化センター編では「貯留槽撹拌（機）」とされております。）	今後公表する募集要項等をご確認ください。
128	42	2章	6	6.4	(2)		機械濃縮設備	既設機械濃縮設備（貯留槽、濃縮機、ポンプ等）を流用することは可能でしょうか。	No.21の回答を参照してください。なお、既設の機械濃縮設備は設置されておりません。
129	42	2章	6	6.4.3			汚泥処理施設等の機械設備に関する要求水準	使用材料について、JIS規格相当の材質であることを確認、提示の上でJIS規格以外の材料使用を認めていただくことは可能でしょうか。	可能です。
130	42	2章	6	6.4.3	(1)		汚泥受入・供給設備	当該設備に「系列数は問わない」との記載がありませんが、本事業にて設置とされている「脱水ケーキ受入ホッパ二次側のケーキポンプ」は、既設思想に準じて予備機を考慮するべきと理解してよろしいでしょうか。もしくは事業者提案によりますでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
131	45	2章	6	4.4	(1)		監視制御装置	新施設の防犯警報装置は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	46	2章	6	6.4	6.4.4	(3)	監視制御設備	「4.3電気室及び監視室スペース（p17)」の記載から、中央監視設備の機能増設は貴市が別途発注するものと理解しました。一方、予備盤の真空遮断器に伴う既設の中央監視制御装置機能増設は事業者側で行うこととなっております。市側と事業者側で別々に機能増設するよりも、貴市でまとめて一緒に機能増設する方が合理的と考えられます。既存の中央監視設備の工事区分についてご検討ください。	既存の中央監視設備の機能増設は全て事業者の業務範囲に含みます。
133	46	2章	6	4.4	(7)		接地工事	接地は既設の各種接地幹線より分岐し使用しても良いでしょうか。	事業者のご提案に委ねます。
134	46	2章	6	4.4	(5)	①	運転操作設備 制御盤方式	動力制御盤方式とした場合、動力制御盤は電気室に設置せず現場設置も可能と判断しますがよろしいでしょうか。	No.118の回答を参照してください。
135	46	2章	6	6.4	6.4.4	(5)	運転操作設備	制御盤方式において南部浄化センターはコントロールセンタ+補助継電器盤方式となっています。維持管理性を考慮してし尿・浄化槽汚泥受入施設については南部と同一な方式とした方が良いのではないでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
136	46	2章	6	4.4	(3)		監視制御設備	中央監視室施設の集中監視とは、事業者が新設する中央監視室で今回の事業範囲となる下水汚泥等処理施設全体の監視をするということの理解でよろしかったでしょうか？	ご理解のとおりです。
137	46	2章	6	6.4	6.4.4	(3)	監視制御設備	中央監視室施設は、新規設備内の監視室という理解でよろしいでしょうか。	No.136の回答を参照してください。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）中部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
138	46	2章	6	4.4	(3)		監視制御設備 予備盤	「また、予備盤の真空遮断器の状態表示や開閉操作等を、既設の中央監視制御装置で実施ができるようにすること」とありますが、上記機能を持つ予備盤とはどのようなものを想定しているのでしょうか？	今後公表する募集要項等をご確認ください。
139	46	2章	6	4.4	(3)		監視制御設備	「また、予備盤の真空遮断器の状態表示や開閉操作等を、既設の中央監視制御装置で実施ができるようにすること」とありますが、既設の中央監視制御装置で想定している監視及び操作対象（機器、計測値等の想定点数）、信号取合い方法を教示願います。なお、既設中央監視制御装置の改造は事業範囲外と考えます。	状態、故障、電流、電力量を想定しています。 既設中央監視への信号取り込みまたは、既設設備と同等機能を有する監視装置の設置は、施工対象範囲に含むとお考え下さい。
140	46	2章	6	6.4.4	(3)		監視制御装置	予備盤の真空遮断器状態表示および開閉操作等については、本事業で設置する監視制御システムを用いて、「既存施設にある中央監視室」にて行えるように提案させていただくことは可能でしょうか。	事業者提案となります。
141	46	2章	6	4.4	(3)		監視制御設備	日報、月報、年報のデータ保存期間、指定フォーム等仕様がございましたら教示願います。	事業期間を通じて保存してください。また、指定フォームはありません。
142	47	2章	6	4.5			地下埋設物	建設予定地に地下埋設物などの既設構造物の図面や記録がありましたら公表をお願いします。 公表された資料以外の地中障害物が出てきた場合には、本事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。	閲覧資料でご確認下さい。 資料以外の地中障害物は対象外となります。
143	47	2章	6	6.4	6.4.5		地質調査	地質調査の計画を実施する上で別紙9及び既存地質調査報告書の提供は可能でしょうか。	閲覧資料でご確認下さい。
144	47	2章	6	6.4	6.4.5	(1)	土壌汚染対策防止法届け出	土対法の適用を受ける場合の届け出等は市の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	提出は市が行いますが、資料作成支援等は事業者の業務範囲となります。
145	48	2章	6	4.6			火災報知設備等	新施設に火災報知設備を設置の場合は、警報等で既設の下水処理場中央監視室とのやり取りはありますでしょうか。	管理棟の既設中央監視室で確認できるように計画ください。
146	47	2章	6	6.4	6.4.5	(2)	耐震設計	現行最新版の道路橋示方書H29.11の適用範囲は、国交省事務連絡H31.3.27「道路橋示方書の改定に伴う下水道施設の耐震・耐津波対策について」に示される＜「道路橋示方書-平成29年11月版-」の改定に伴う耐震指針-2014年版-の対応＞に準じることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
147	48	2章	6	4.6			通信設備	電話、インターホン、放送設備で、既設の下水処理場中央監視室と直接接続する設備は必要でしょうか。	受入施設からのインターホン等は必要です。
148	49	2章	6	5			試験及び性能試験	滅菌前再生水及び汚水排水についてはユーティリティー条件を超えない範囲は無償とする、の「ユーティリティ条件」とは、p19の表4の給水量と考えればよいでしょうか？また、滅菌後再生水は表3の給水量でよいでしょうか？排水は事業者の設計計画排水量以内であれば問題ないと考えればよいでしょうか？	ご理解のとおりです。排水量は負荷量上限を遵守してください。
149	48	2章	6	6.4	6.4.5	(2)	生活排水及び雨水排水接続先	別紙6に示される生活排水及び雨水排水接続先以降の汚水管及び雨水管について、現状及び将来計画を踏まえ能力を決定した根拠、許容排出量の提供は可能でしょうか。	閲覧資料をご確認下さい。
150	49	2章	6	5.1			工場試験	監督員による工場試験は主要機器のみ実施等、現状予定している試験対象機器や方針がございました教示願います。	主要機器のみを想定しますが、個別対象機器については、設計施工監理時に決定します。
151	50	2章	6	5.5			性能保証項目	性能保証項目の確認は最大受入計画量時の確認とするのでしょうか？試運転時に最大受入が難しい場合があり、その時点で受入れた量に対する確認ということでよいでしょうか？	ご理解のとおりです。
152	49	2章	6	6.5	6.5.3		総合試運転期間	総合試運転期間３ヶ月以上は多くの下水処理場で採用している期間よりも相当長期になっており、工事費の上昇につながるものと考えます。ご検討いただけますようお願いいたします。（ご参考：標準歩掛においては、濃縮、消化、脱水設備の期間は12日と示されております。）	今後公表する募集要項等をご確認ください。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）中部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
153	50	2章	6	6.5.3	(6)		総合試運転	総合試運転は消化槽を立ち上げた上で施設全体の試運転を行うものと理解してよろしいでしょうか。 またその場合、消化槽建設後、試運転準備としての消化槽立ち上げ過程における発生汚泥は貴市にて処理を行っていただけると理解してよろしいでしょうか。	試運転準備を含む試運転に伴って発生した汚泥は、既設の焼却設備で処理できる性状の汚泥については市が処理を行います。 ただし、脱水処理等及び汚泥焼却設備への投入並びに外部搬出が必要となった場合は、事業者の責任範囲となります。
154	50	2章	6	6.5.3	(6)		総合試運転	総合試運転中、「事業者の帰責によらず…処分費を全額負担すること」とありますが、事業者の帰責によらずに系外処分が必要となった場合は、処分費負担は免除となるよう、ご再考をお願いいたします。	ご意見として伺います。
155	50	2章	6	6.5.3	(6)		総合試運転	消化タンクの総合試運転は、実際に発生している（供給されている）汚泥量で実施することを認めていただけると理解してよろしいでしょうか。	No.151の回答を参照してください。
156	52以降	3章						維持管理運営に関する要求水準の「事業者」とは、SPCとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	52	3章	7	7.1	7.1.3	(1)	業務総括責任者及び副業務総括責任者の配置	各責任者は、本事業施設への専任配置を計画しますが、施設稼働時において必ずしも常駐を必要としないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	52	3章	7	7.1	7.1.2	(5) (6)	汚泥乾燥	用語をご確認ください。	修正します。
159	52	3章	7	7.1.2	(7)		汚泥処理施設等の維持管理運営の対象	「トラックスケール設備（汚泥処理施設等用）」とありますが、燃料化物の搬出量は貴市所有のトラックスケールとの別途ご指示があります。その他の用途で事業者がトラックスケールの不要と判断した場合、建設および維持管理の必要はないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、既設トラックスケールの維持管理は事業者の業務範囲となります。
160	53	3章	7	7.1.3	(2)	ア	常時の体制	以下の有資格者は必ず選任しなければならないとして、「ア廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第3項に規定する政令で定める資格者」とありますが、P9 図3 事業者の事業範囲によると、本事業における維持管理範囲は全て下水道施設であるため、廃棄物処理施設技術管理者の配置は不要と思料しますが如何でしょうか。	一般廃棄物を混合させて処理するため必要となります。
161	54	3章	7	1.3	(3)		夜間の体制	夜間および休日の24時間監視は常時監視ではなく緊急時に遠隔監視による状態監視が可能な体制と考えますがよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	54	3章	7	7.1	7.1.3	(3)	夜間の体制	監視・管理可能であれば、作業員などの夜間常駐の必要はないという理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
163	54	3章	7	7.1	7.1.5	（２）	ユーティリティ条件	電力に係る基本料金相当額について、電力供給元との間で契約変更が生じた場合、基本料金の増加分を1年間事業者が負担するものとするとありますが、1年超の部分については市に負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
164	54	3章	7	7.1.5	(2)		ユーティリティ条件	上水、電力ともに「予め定めた単価」と記載がありますが、募集要項等の公表時には応札用の単価が示されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	55	3章	7	2.2	(6) (7)		中部浄化センター境界	中部浄化センター境界をご教示ください。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
166	55	3章	7	7.2	7.2.2	(5)	プラント系排水にかかる関係法令	プラント系の場内排水の水質測定において、準じるべき関係法令等をお示しください。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
167	55	3章	7	7.2	7.2.2		測定頻度	募集要項等の公表時に各測定の頻度をお示しください。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
168	55	3章	7	7.2.3			建築物または工作物等の保守管理業務	「耐震性能にあっては地震発生後速やかに調査・点検を行い・・・」とありますが、以下の2点についてご教示願います。 ①耐震性能の調査・点検について、具体的にどの様な内容を想定されているか（建築物等の耐震性能を調査するには、内容に応じて専門機関等に点検を依頼する必要があります）。 ②調査・点検を行うにあたり、基準となる震度はあるか（例えば震度5強の際に調査・点検を行うなど）。	①については、クラックの有無や配管のずれ等を想定しております。 ②については、点検実施の基準震度は４以上となります。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）中部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
169	55	3章	7	7.2.3			建築物または工作物等の保守管理業務	「性能低下を回復させる措置について、市と協議を行い必要な対策を実施する。」とありますが、不可抗力による性能低下の回復費用は貴市負担であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	55	3章	7	2.4			電気工作物に関する業務	保安規定を提示願います。	閲覧資料をご確認下さい。
171	56	3章	7	7.2.6	(2)		アセットマネジメントデータベースシステムに関する業務	事業範囲内の設備のうち貴市が指定するものを指定設備について、年1回点検表をもとに点検をすることとなっていますが、指定設備はどのような設備を想定していますか。 また、年1回実施する点検については、分解を伴わない定期点検と同等の点検との理解でよろしいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
172	57	3章	7	7.2.7			水質分析及び環境計測に関する業務	「環境計測とは、各施設における大気、作業環境等の計測を称し、計量証明事業者により分析結果を証明するものとする」とありますが、「別紙12　環境計測基準」に記載のある項目のうち、計量証明が必要な分析についてご教示願います。 また、別紙12以外に計量証明が必要な分析がありましたら、ご教示願います。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
173	57	3章	7	7.2.9			エネルギー管理業務	【事業者は、エネルギー管理担当者を配置するとともに・・・」とありますが、エネルギー管理担当者はエネルギー管理に必要な知識を有していればよく、エネルギー管理士等の有資格者である必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	エネルギー管理員講習修了者又は、エネルギー管理士を配置してください。
174	58	3章	7	2.12	(1)		見学者対応	見学者用パンフレットの原稿作成及び印刷（2,000 部）は、初期納入のみで、増刷・改版等は、市のご負担と考えて宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
175	64	3章	7	5.1			固形燃料化物 品質管理	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に照らして有価物と判断される場合とは、環境省が平成25年6月28日に公表した環廃対発第1306281号で示した内容ということで良いでしょうか？	原則としてはご理解のとおりです。 有価物の判断については、固形燃料化物の利用先施設が所在する地方自治体の指示に従ってください。
176	66	3章	7	7.1	7.6.4		技術指導	契約終了時の技術指導はどの程度の期間を想定しているでしょうか。また、本技術指導に伴う費用は、市の負担と理解してよろしいでしょうか。	費用については事業者負担となります。 期間については、１カ月程度を想定しています。
177	67	4章	8				バイオガス発電事業	現時点での想定買取価格を回答頂けないでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
178	67	4章	8				バイオガス発電事業	「バンク逆潮流に対する工事費がかかる可能性がある」とありますが、当該工事費は事業者の負担でしょうか。	事業者負担です。
179	67	4章	8				バイオガス発電事業	要求水準書（案）8ページに「バイオガス発電事業の実施は必須」とありますが、バンク逆潮流に対する工事費の全部または一部を事業者が負担することによりバイオガス発電事業の事業採算性が著しく悪化する場合、バイオガス発電事業の実施可否および消化ガスの買取り価格を含めてご協議いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
180	67	4章	8				バイオガス発電事業	バンク逆潮流に対する工事に時間を要しバイオガス発電事業の開始が遅れる場合、バイオガス発電事業の事業期間（20年間）のみ後ろ倒しにすることは可能でしょうか。	別途協議となります。
181	67	4章	8				バイオガス発電事業	バイオガス発電事業が後ろ倒しになったことで売電単価が当初想定していたものから変わった場合、バイオガス発電事業の実施可否および消化ガスの買取り価格を含めてご協議いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、協議対象とします。
182	67	4章	8				バイオガス発電事業	バイオガス発電事業の事業期間（20年間）を後ろ倒しした場合、事業期間終了直前はPFI事業が終了している時期となります。その場合、バイオガス発電事業で使用する消化ガスは貴市の責により供給されるとの理解でよろしいでしょうか。	協議によります。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）中部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
183	67	4章	8				バイオガス利用の優先順位	事業目的のひとつである温室効果ガス排出量の削減を考慮すると、発生したバイオガスは、汚泥処理施設等への利用を優先し、なおかつ余るバイオガスを発電事業で利用する順位付けが必要と考えます。要求水準書（案）では「消化ガスの一部を汚泥処理施設等へ利用しても構わない」とあり、汚泥処理施設等で利用せずに全量を発電事業で利用してもよい、と解釈することができると考えます。 提案内容に大きな影響を与える要素になりますので、可能であれば回答時点で明確化をお願いいたします。	バイオガスの利用量，利用用途に関しましては事業者提案となります。
184	73	別紙3	図参-4				汚泥の性状データ	平成30年度に汚泥量と含水率が、平成29年度までのデータから乖離し、かつ、月別に大きく変動している理由をご教示ください。	搬出先の変更に伴い、脱水機の運転方法を変更したためです。
185	74	別紙3	図参-4				南部浄化センターの含水率と固形物量の変動	南部浄化センターにおいて、平成30年に脱水汚泥含水率が低下し、固形物量が増加しております。どのような理由によるものでしょうか。	No.184の回答を参照してください。
186	75	別紙3	表参-4				浄化槽汚泥量	浄化槽汚泥量の中に農業集落排水汚泥量は含まれますか。含まれている場合は、汚泥性状、平均農集汚泥量、最大農集汚泥搬入量（m3/日）、１か月当たり搬入日が何回あるのかお教え願います。	閲覧資料をご確認下さい。
187	75	別紙3	表参-4				し尿浄化槽汚泥の割合	別紙３の表参-4でし尿・浄化槽汚泥の割合を指示いただいておりますが、各処理場毎の割合をご提示願います。（南部は要求水準書に記載がありますが最大値です。各処理場の代表計画値をお願いいたします。）	今後公表する募集要項等をご確認ください。
188	79	別紙3	表参-9				放射性物質濃度	表参-9における中部浄化焼却灰には、平成28年度から定常的に放射性物質が数百レベルで検出されています。同表によれば、中部浄化脱水汚泥と南部浄化脱水汚泥では、ほとんどの年度でNDとなっています。中部浄化焼却灰の放射性物質は北部浄化脱水汚泥と東部浄化脱水汚泥に由来するものと理解してよろしいでしょうか	放射性物質濃度の測定結果以外については確認していません。
189	79	別紙3	表参-9				放射性物質濃度	焼却灰への放射性物質濃縮は汚泥中の灰分率に依存すると理解しております。各浄化センターから発生している脱水汚泥の灰分率を開示していただくことは可能でしょうか。	閲覧資料をご確認下さい。
190	79	別紙3	表参-9				放射性物質濃度	「令和元年度版いわき市の下水道資料編」によれば、13,115t／年の汚泥処分発生量に対して、4,379t／年が脱水汚泥のまま再利用、8,736t／年が焼却されている記述がありますが、再利用されていた脱水汚泥の燃焼後の放射性物質濃度の濃縮予測値を開示していただくことは可能でしょうか。	濃縮予測値については資料がありません。
191	79	別紙3	表参-9				放射性物質濃度	固形燃料は放射性物質濃度により市場においてはそれ自体の価値が変わってきますが、固形燃料利用先には受入基準が存在します。放射性物質濃度の変化に関してはリスク分担表のうち市からの供給汚泥の質・量の変化に関する損害リスクと考えてよろしいでしょうか。	No.49の回答を参照してください。
192	79	別紙3	表参-9				放射性物質濃度(参考)	下水汚泥は放射性物質が検出されており、燃料利用する際には灰に濃縮されるため取扱いに注意が必要になります。放射性物質の取り扱いも考慮した有効利用が必要と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
193	79	別紙3	表参-9				放射性物質濃度(参考)	中部浄化の焼却灰は、この時期ですと中部浄化と南部浄化の脱水汚泥の焼却灰と予想します。北部浄化と東部浄化の脱水汚泥は中部浄化と南部浄化より高めに出ており、全量焼却した場合には、中部浄化の焼却灰の放射性物質濃度より大きく超えた数値になることが予想されます。どれほどになると想定されているのでしょうか？	令和元年度は、中部浄化センターの焼却炉の修繕期間を除いて全量焼却しております。
194	80	別紙4					電力責任分界点	別紙４につき、文字が読み取れないため、読み取り可能な資料を提示願います。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
195	85	別紙8					基準点・水準点・平面測量結果	公告時に提示との事ですが、それ以前に提示頂けないでしょうか。	閲覧資料をご確認下さい。
196	86	別紙9					地質調査結果	sch05c02-0215-1のボーリング柱状図も公表して頂けないでしょうか。	閲覧資料をご確認下さい。
197	91	別紙10					施工ヤード、工事車両ルート及び維持管理時車両同線	資料閲覧申し込みの際、当該図面に使用している一般平面図のDWGデータをご提供いただくことは可能でしょうか。	閲覧資料にてご確認ください。 データはJWW形式となります。
198	94	別紙12	(1)				汚泥試験	機械濃縮汚泥及び機械濃縮分離液に関する試験は、機械濃縮設備を設置した場合のみ実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	94	別紙12	(1)				環境計測基準 汚泥試験	重力濃縮汚泥、機械濃縮汚泥、機械濃縮分離液とありますが、これは重力濃縮汚泥は既設、機械濃縮汚泥および分離液は新設で設置した場合と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）中部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
200	94	別紙12	(1)				環境計測基準 汚泥試験	脱水汚泥で「蒸発残留物」と「含水率」を測定することになっていますが、同じものと考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
201	94	別紙12					環境計測基準	個々に示された汚泥試験、脱水汚泥、固形燃料化施設ばい煙の測定につきまして、法定測定以外の項目は第三者機関による計量証明は必要ないと考えてよいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）南部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
1	2	1章	1	1.6			防災・事業継続対策	貴市ＨＰのハザードマップに掲載されている災害に対して具体的にどの程度の防災・事業継続対策（例えば、電気室は浸水レベル以上とする等）が必要かお示しください。 ※弊社が確認する限りですが、南部浄化センターにおいて洪水、津波の自然災害リスクがあることが確認できます。	要求水準書に記載のある関係法令、基準及び仕様等を遵守してください。
2	5	1章	2	2			駐車場工事	附帯工事に駐車場工事等と記載がありますが、し尿等受入施設には、駐車場の設置は必要でしょうか。	不要です。
3	5	1章	2	2.2		(1)	進入路の整備範囲	建設及び維持管理動線は、別紙6を基本とし、正門（拡幅工事実施）からの進入退出とし、大型車のすれ違いが可能な幅員の既設場内道路を利用するものとし、既設場内道路から今回建設する施設へアプローチする道路を接続する計画と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	12	1章	3	3.3			計画処理量の定義	「計画処理量（365日平均）」と記載されておりますが、【汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領】においては、365日平均を「計画年間日平均処理量」、これに計画月最大変動係数を考慮したものを「計画処理量」（365日平均ではない）としております。誤解を回避するため、計画・設計要領に合わせていただくか、または要求水準書で用語を定義してください。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
5	12	1章	3	3.3			し尿・浄化槽汚泥受入量	・設計基本諸元となる「計画処理量（365日平均値に計画月最大変動係数を考慮した値）」を教えてください。 ・上記処理量とp37に記載されている220kL/日との関係をお示しください。 ・また、365日平均の計画処理量を含め、それぞれ要求水準書への明示をお願いいたします。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
6	12	1章	3	3			し尿等受入施設の計画処理量	計画処理量(365日平均）89ｋL/日とありますが、設計検討を進めるベースとなる最大値※と考えてよろしいでしょうか？（※この数値にさらに余裕率をかける必要は無い）	今後公表する募集要項等をご確認ください。
7	12	1章	3	3			し尿等受入施設の計画処理量	浄化槽汚泥量の中に農村集落排水汚泥量は含まれますか。含まれている場合は、汚泥性状、平均農集汚泥量、最大農集汚泥搬入量（m3/日）、１か月当たり搬入日が何回あるのかお教え願います。	閲覧資料をご確認下さい。
8	12	1章	3	3.1	(1)		収集運搬車サイズおよび頻度	収集運搬車6t、10tサイズの車両寸法・重量及び入場頻度等をご教授願います。	市で把握している事項については、閲覧資料に示しますが、車両仕様については変更となる可能性があるため施設計画にあたっては、メーカーの車両規格等を参照してください。 　また、来場頻度については不定期です。
9	14	1章	4	3			電気室及び監視室スペース	「下水処理場中央監視室においても監視制御が可能なものとする」とありますが、既設の中央監視室も工事対象範囲となるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	14	1章	4	3			電気室及び監視室スペース	「下水処理場中央監視室においても監視制御が可能なものとする」とありますが、既設の中央監視室での監視制御は、既設の盤の改造ではなく、独立したPCを設置して監視制御いただく考えとしますがよろしいでしょうか？	事業者の提案に委ねます。
11	14	1章	4	5			責任分界点　上水	分岐後の配管は原則として埋設配管とすることとありますが、埋設には特別な理由があるのでしょうか？原則とあるので、凍結防止を考慮した架空配管でも可と考えて良いでしょうか。	原則埋設配管です。
12	15	1章	4	7	別紙2		責任分界点　滅菌前再生水及び滅菌後再生水	滅菌前再生水の取合い位置は、汚泥棟付近の回廊とするが、最終沈澱池付近に設置の取水ポンプを今回の工事に合わせて更新するということでしょうか？更新は能力アップ等の理由によるものでしょうか？	ご理解のとおりです。
13	15	1章	4	7			責任分界点　滅菌前再生水及び滅菌後再生水	滅菌後再生水の記述がありません。今回は対象外という判断でよろしいでしょうか？	今後公表する募集要項等をご確認ください。
14	15	1章	4	8	別紙2		生活排水及び雨水排水	雨水排水は雨水排水接続先のマンホールに接続するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	15	1章	4	4.8			雨水排水	道路排水を計画するにあたり、場内の雨水排水施設計画（区画割平面図、流量表等）の提供は可能でしょうか。	閲覧資料をご確認下さい。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）南部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
16	15	1章	4	4.8			生活排水及び雨水排水接続先	別紙2に示される生活排水及び雨水排水接続先以降の汚水管及び雨水管について、現状及び将来計画を踏まえ能力を決定した根拠、許容排出量の提供は可能でしょうか。	閲覧資料をご確認下さい。
17	15	1章	4	4.10			し尿等汚泥投入地点	し尿等汚泥投入地点は、別紙３に示される既設汚泥処理棟の貯留槽を活用することを条件に提案するものと理解してよろしいでしょうか。	必要となる貯留量（計画処理量及び一時最大搬入量に基づく）の確保・既設下水汚泥との混合を容易とする提案を期待します。
18	15	1章	5				環境への配慮	敷地境界線を明示いただけますようお願いいたします。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
19	15	1章	５	1			騒音	「敷地境界線」を具体的にご教示願います。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
20	16	1章	５	2			振動	「敷地境界線」を具体的にご教示願います。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
21	16	1章	５	3			悪臭	「敷地境界線」を具体的にご教示願います。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
22	15	1章	5	5.1			騒音	過去最新の敷地境界における騒音調査結果をご教示いただけないでしょうか。	測定結果はありません。
23	18	2章	6	2.1			監理技術者	設計期間中に配置する機械器具設置工事に係わる監理技術者は、工事期間中に配置する監理技術者とは、別の者でも構いませんか。	設計期間中は専任ではありません。
24	21	2章	6	6.3.5			環境対策	工事期間中に発生する排水を公共用水域に放流する場合、雨水排水と同様、既存U字側溝を介して放流させていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	公共用水域への放流基準を遵守の上，放流してください。
25	22	2章	6	3.6	(10)		監理技術者	機械器具設置工事に係わる監理技術者を専任で配置する本工事期間中は、機械器具設置工事を行わない期間を除いた、着工から検査終了まで、電気設備工事、土木工事、建築工事を含めての全工事期間中でしょうか。	ご理解のとおりです。
26	22	2章	6	3.6	(12)		土木工事	土木工事と建築工事の区分は、地下工事、水槽躯体工事、外構工事で、それ以外は建築工事との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	23	2章	6	6.3.9			工事期間中のユーティリティ	「試運転に伴う電力需要･･･基本料金の増加分を1年間事業者が負担するものとする」とありますが、現在の契約デマンドおよび実績需要量データをご教示ください。	閲覧資料でご確認下さい。
28	23	2章	6	3.9			工事期間中のユーティリティ	工事期間中に上水および電力を市から有償で供給頂く際の供給点はどこになるのか、ご指示ください。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
29	23	2章	６	3.9			工事期間中のユーティリティ	「電力需要の増加により、市が電力供給元との契約変更の必要が生じた場合、基本料金の増加分を1年間事業者が負担するものとする」とありますが、電力契約変更により提案時との差額が出た場合は、市の負担と考えますがいかがでしょうか。	事業者負担となります。
30	25	2章	6	6.3	6.3.14	(3)	他工事	現時点において想定されている「他工事」があれば教えてください。	閲覧資料でご確認下さい。
31	27	2章	7	7.1	(2)	キ	配置計画	「防鳥対策」とありますが、現在鳥害の有無とその程度をご教示ください。また現在鳥害が顕在化していない場合、必要に応じて対策をとると理解してよろしいでしょうか。	現在生じている鳥害はありません。 対策は事業者提案とします。
32	27	2章	7	7.1		(2)	電気室	エで「本事業用地内に電気室を設置し～」と記載されておりますが、必ずしも本工事で建設するし尿等受入施設内に新電気室を設置しなくてもよいと考えてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
33	27	2章	7	7.1		(3)	計量対象	し尿等受入施設は、維持管理において事業者との責任分界がございません。上水使用量、用水使用量、汚水排水（量・質）、補助燃料使用量は計量いたしますか。	原文のとおりとします。
34	27	2章	7	7.1		(1)	進入道路	建設及び維持管理動線は、別紙6を基本とし、正門（拡幅工事実施）からの進入退出とし、大型車のすれ違いが可能な幅員の既設場内道路は使用するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	28	2章	7	2	(2)		点検通路等	梯子の要求水準について記載がありませんが、一般的な使用基準にあわせた計画でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
36	28	2章	7	7.2		(1)	液位計	貴市における維持管理性を考慮すると、液位の連続測定・指示は、必要に応じてではなく、必須条件とされる方がよいものと考えます。	ご意見として伺います。
37	30	2章	7	2	(3)	ナ (7)	定量ポンプ、流量可変定量ポンプ	定量ポンプ、流量可変定量ポンプはどの設備を想定していますでしょうか？設備によっては、その他の実績のあるポンプ使用も可能と考えてよろしいでしょうか？	今後公表する募集要項等をご確認ください。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）南部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
38	30	2章	7	7.2		(3)	常用域	ハ「常用域は中」は全ての機器を対象としたものではなく、一軸式、ダイヤフラム式を対象としたものと考えてよろしいでしょうか。また、常用能力を１とした場合、機器能力は２とすることという意図でしょうか。	ご理解のとおりです。
39	30	2章	7	7.2	7.2.1		一時貯留槽	「今回施設において、一時貯留槽を設け、下水汚泥と定量的に混合できるように配慮」と記載されておりますが、混合機能を有する貯留槽を必ずしも今回新設するし尿等受入施設内に新設する必要はなく、既設の汚泥貯留槽を活用して、システムをご提案するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	31	2章	7	2.1	(1)	ア	計量器	屋外に設置の場合には、屋根を設置とありますが、車両全体を覆うのではなく、屋根設置は運転席からカードリーダーを操作する範囲でも宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
41	31	2章	7	2.1	(1)	ア	インターホン	インターホンの接続先は、どちらにすればよろしいでしょうか。	下水処理場側中央監視室とします。
42	31	2章	7	2.1	(1)	イ	受入室 車両	最大6t積収集運搬車および10ｔ車とありますが、車両寸法・重量および入場頻度をご指示願います。（南部Ｐ12でも同様の質問有）	市で把握している事項については、閲覧資料に示しますが、車両仕様については変更となる可能性があるため施設計画にあたっては、メーカーの車両規格等を参照してください。 　また、来場頻度については不定期です。
43	31	2章	7	7.2	7.2.1		車両動線	「他の車両が作業中でも追い抜き可能な車両動線を確保する」とは、他の車両が作業中でも空いている受入口への通行に支障がない車両動線を確保するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	32	2章	7	7.2	7.2.1	(1)	扉	自動ドア・シャッターは、入口と出口の扉（自動ドア・シャッター）を設ける場合はインターロックにより同時に開かないようにするものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	34	2章	7	7.2	7.2.1	(1)	沈砂受箱	２日分以上は、２回分以上が正しいでしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
46	35	2章	7	2.1	(1)	ク	受入槽の防食材仕様	受入槽の防食材の仕様は、有機酸対応型とありますが、どのような有機酸で、その程度の濃度を想定されていますか。	受入槽の防食材の仕様は、『下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食マニュアル－平成29年12月－』に準じた仕様とする。
47	37	2章	7	7.2	7.2.1	(2)	貯留槽、予備貯留槽	「し尿・浄化槽汚泥を合わせて３日分以上の貯留」と記載されておりますが、何（例：計画処理量）の３日分がお示しください。	計画処理量の3日分です。
48	39	2章	7	7.2	7.2.2	(1)	文章の確認	「高濃度臭気系は生物脱臭方式とし、低濃度臭気系と併せて活性炭処理する」かと思いますので修正をお願いします。	ご理解の通りです。公表時に修正いたします。
49	41	2章	7	7.2	7.2.2	(3)	臭突	「なお、低濃度脱臭設備と兼用とする。」とは、具体的にどのような設計条件か教えてください。	高濃度臭気・低濃度臭気と兼用する。の意味です。公表時に修正いたします。
50	42	2章	7	7.2.3	(1)		受変電設備	電気室にて6kVの受電点は既設高圧盤かと思いますが、具体的に図示をお願いいたします。	閲覧資料をご確認ください。
51	42	2章	7	7.2	7.2.3	(1)	受変電設備	引込点の力率は中部浄化センター同様98%以上でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。今後公表する募集要項等をご確認ください。
52	47	2章	7	2.3	(7)		防犯警報装置	イに防犯警備装置は設置しない、と記載があり、エその他③に防犯警報装置を設ける、とありますが、いずれが正でしょうか。	防犯設備は不要です。
53	47	2章	7	2.3	(7)		避雷針設備	建築基準法上、避雷設備が必要な場合のみ避雷針設置との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	47	2章	7	2.3	(7)		放送、電話、火災報知装置等	放送、電話、火災報知装置等はまとめて設置とありますが、15ページに電話導入しないで、下水処理場中央監視室へインターホン等の設置を行う事とあります。し尿等受入施設には、電話設備は設置せず、受入室と下水処理場中央監視室との連絡がとれるインターホンを設置すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。 また、下水処理場中央監視室からの放送設備の接続等は必要でしょうか。	今後公表する募集要項等をご確認ください。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）南部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
55	47	2章	7	2.3	(8)		ア　監視制御方式	ここでいう中央監視室とは、既設下水処理場の中央監視室のことと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	47	2章	7	2.3	(8)	ア	監視制御方式	ディスプレイ監視装置、運転管理用PCのそれぞれの機能について教示願います。	ディスプレイ監視装置はテレビ監視装置のモニタを指します。
57	48	2章	7	2.3	(8)	イ(イ)	中央での制御項目及び方法	既設下水処理場と同等システムとすると記載がありますが、既設設備のシステム構成と必要な機能を教示願います。	今後公表する募集要項等をご確認ください。
58	49	2章	7	2.3	(12)	ウ	計装機器	PLC（プログラマブルコントローラ）のメーカを統一すると記載がありますが、既設設備と統一ということではなく、今回事業範囲において統一するものと考えます。なお、メーカ標準付属盤等を採用し、統一出来ない場合においては、適用外と考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、既存施設とのオペレーションに違和感がないよう計画ください。
59	49	2章	7	2.4	(1)	ア	データ・ロガ装置 機能	オフライン入力に水質分析データ等と記載がありますが、手分析した水質データをデータロガの帳票に手入力することを表しますか。	ご理解のとおりです。
60	50	2章	7	2.4	(1)	オ	その他納入品	記録媒体等100枚と記載がありますが、記録媒体をハードディスクとした場合の必要容量を教示願います。	500GB以上とします。
61	50	2章	7	2.4	(2)		終末処理場LCD監視装置機能増設	当該設備の機能増設に関し別途工事として頂けないでしょうか。また、範囲内とされる場合、今回設備との信号取合い方法等の対象とする内容を教示願います。	機能増設は事業者の業務範囲に含むとお考え下さい。 内容については、今後公表する募集要項等をご確認ください。
62	50	2章	7	7.2	7.2.4	(2)	終末処理場LCD監視装置機能増設	中部浄化センターではLCD監視装置機能増設は市側で行う趣旨の記載ですが、南部浄化センターでは事業者側で行う記載となっています。南部浄化センターのLCD監視装置の機能増設は事業者が行うものと考えてよろしいでしょうか。	機能増設は事業者の業務範囲に含むとお考え下さい。
63	50	2章	7	2.4	(3)		終末処理場受変電設備RI/O機能増設	当該設備の機能増設に関し別途工事として頂けないでしょうか。また、範囲内とされる場合、想定している信号項目等の内容を教示願います。	No.62の回答を参照してください。
64	50	2章	7	2.4	(4)		終末処理場受変電設備コントローラ機能増設	当該設備の機能増設に関し別途工事として頂けないでしょうか。また、範囲内とされる場合、想定している信号項目等の内容を教示願います。	No.62の回答を参照してください。
65	51	2章	7				計装機器及びデータ処理一覧表	表上部（　）のコメントはどのような意図によるものでしょうか。	事業者の計画する処理フローにあわせ、変更してください。
66	52	2章	7	3.1			掘削土砂	掘削土砂は、基本時に敷地外に持ち出さないという事ですが、盛土及び埋戻しとしての利用計画以上の残土は、いかがしましょうか。	事業者提案といたします。
67	52	2章	7	7.3			地質調査	地質調査の計画を実施する上で別紙5及び既存地質調査報告書の提供は可能でしょうか。	閲覧資料にてご確認ください。
68	52	2章	7	7.3	7.3.1		土壌汚染対策防止法届け出	土対法の適用を受ける場合の届け出等は市の業務範囲と考えてよろしいでしょうか。	提出は市が行いますが、資料作成支援等は事業者の業務範囲となります。
69	52	2章	7	3.2	(1)		地下埋設物	建設予定地に地下埋設物などの既設構造物の図面や記録がありましたら公表をお願いします。 公表された資料以外の地中障害物が出てきた場合には、本事業の対象外との理解でよろしいでしょうか。	閲覧資料でご確認下さい。 資料以外の地中障害物は対象外となります。
70	52	2章	7	7.3	7.3.2	(3)	耐震設計	現行最新版の道路橋示方書H29.11の適用範囲は、国交省事務連絡H31.3.27「道路橋示方書の改定に伴う下水道施設の耐震・耐津波対策について」に示される＜「道路橋示方書-平成29年11月版-」の改定に伴う耐震指針-2014年版-の対応＞に準じることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	52	2章	7	7.3	7.3.2	(3)	耐震対策	別紙3 既存汚泥処理棟未使用貯留槽の活用を検討するにあたり、既存施設はレベル１，レベル２地震に対する耐震性能が確保されておりますでしょうか。耐震性能が確保されていない場合、耐震診断、耐震補強設計、耐震補強工事等の耐震化は本事業範囲に含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	既存汚泥処理棟の設計年次は平成11年です。
72	53	2章	7	3.3	(6)		火災報知設備等	新施設に火災報知設備を設置の場合は、警報等で下水処理場中央監視室とのやり取りはありますでしょうか。	下水処理場中央監視室において確認できるようにしてください。

いわき市下水汚泥等利活用事業　要求水準書（案）南部浄化センター編に関する質問回答

No	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問および意見	回答
73	53	2章	7	7.3	7.3.2	(7)	生活排水及び雨水排水接続先	別紙2に示される生活排水及び雨水排水接続先以降の汚水管及び雨水管について、現状及び将来計画を踏まえ能力を決定した根拠、許容排出量の提供は可能でしょうか。	閲覧資料をご確認下さい。
74	53	2章	7	7.3	7.3.3	(4)	電気室	「本事業用地内に電気室を設置し～」と記載されておりますが、必ずしも本工事で建設するし尿等受入施設内に新電気室を設置しなくてよいと考えてもよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
75	54	2章	7	4.1			工場試験	監督員による工場試験は、主要機器のみ実施等、現状予定している試験対象機器がございましたらご教示願います。	主要機器のみを想定しますが、個別対象機器については、設計施工監理時に決定します。
76	55	2章	7	7.4	7.4.5		防塵対策	防塵対策は南部浄化センターにおいても性能保証項目でしょうか。	不要です。
77	57	別紙1					電気分電位置・上水分岐点・滅菌前処理水分岐点	資料閲覧申し込みの際、当該図面に使用している一般平面図のDWGデータをご提供いただくことは可能でしょうか。	閲覧資料にてご確認ください。 データはJWW形式となります。
78	58	別紙2 (1/3)					建設予定地	別紙2(1/3)の建設予定地と、別紙6の施設設置候補場所の敷地の大きさが異なっていますが、建設予定地に記載の寸法を正としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。（別紙2を正としてください）
79	62	別紙4					基準点・水準点・平面測量結果	公告時に提示との事ですが、それ以前に提示頂けないでしょうか。	閲覧資料をご確認下さい。
80	63	別紙5					地質調査結果	sch04s03-0121-1とsch02s03-0191-3のボーリング柱状図も公表して頂けないでしょうか。	閲覧資料をご確認下さい。
81	66	別紙6					工事範囲（建設地及び搬入ルート）	門扉から施設設置候補場所までのし尿等搬入車両ルートは、既設道路の外周側（北側と西側）の拡幅となる工事範囲となっていますが、外灯の移設が必要になるため外周道路の内側の拡幅とすることも可能でしょうか。	可能です。